

令和7年 第4回定例会

# 大和村議会会議録

第4回定例会 令和7年12月9日(火) 開会  
令和7年12月12日(金) 閉会

大和村議会



## 会期日程（令和7年第4回大和村議会定例会）

令和7年12月9日(火)～12月12日(金) 会期4日間

目次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	12月9日	火	本会議	(開 会) 補正予算6件 条例関係2件 その他1件 請願委員会付託1件
第2日	12月10日	水	休 会	
第3日	12月11日	木	休 会	
第4日	12月12日	金	本会議	(最終本会議) 一般質問(5名) (午前)10:15 勝山 浩平議員、市田 実孝議員 (午後)1:30 前田 清和議員、奥田 浩一議員 奥田 忠廣議員 発議・議員派遣・継続調査 (閉 会)



# 第 4 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 7 年 1 2 月 9 日 (火)

大 和 村 議 会



## 議事日程（令和7年第4回大和村議会定例会）

令和7年12月 9日（火）

開議時間 午後 1時30分

### 開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第46号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第47号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第48号 令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第49号 令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第50号 令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第51号 令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第52号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 防災シェルター購入取得について
- 日程第13 議案第54号 大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 請願第 1号 外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願

### 散会の宣告

## 令和7年第4回大和村定例会会議録

令和7年12月9日(月)

午後 1時30分 開会

### 1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

### 2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	奥田浩一君	6番	藏正君
2番	市田実孝君	7番	勝山浩平君
3番	前田清和君	8番	中井文忠君
5番	重信安男君	9番	奥田忠廣君

### 3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主幹 太純一君

### 5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼君	教育長	中山 恭平君
副村長	仲新城 長政君	教委事務局長	宮田 龍君
総務課長	政村 勇二君	企画観光課長	大瀬 幸一君
建設課長	早川 勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本 新平君
教委指導主事	里中 卓麻君	保健福祉課長	前田 逸人君
会計管理者 兼会計課長	児玉 明美君	大和診療所事務長	池田 浩二君
住民税務課長	直島 秀治君	大和の園園長	早川 理恵君

開会 午後 1時30分

○議長（藏 正議員）

皆さん、こんにちは。最初に、会議を開く前に、先月19日に発生した湯湾釜集落火災においては、村民の皆様方に多大なる御迷惑をおかけしましたことを、上原家に代わり、また、湯湾釜集落区長代理にある立場から、お詫び申し上げます。また、火の手が回ったあとの通報ということや、干潮の時間帯で水利の確保が困難な中、消防関係各位の迅速な連携の下に、延焼を防いでくださったことに心から感謝申し上げます。さらには、焼け出された家族に対し、公民館での避難所としての対応並びに翌日には住居を確保していただき、清掃から電気、ガス、水道等の完備や被災者の健康管理まで、迅速な対応をとっていただいた行政側の心遣いに心から恩礼申し上げます。就寝後の火災ということで、何も持ち出せず、ほとんどを焼失してしまった家族に対し、冷蔵庫や洗濯機、また、洋服から布団などを心よく提供してくださった村内外の皆様方にも、上原家に代わり、湯湾釜集落代表の立場から深く感謝し、心から恩礼申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、ただいまから、令和4年第4回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、奥田浩一議員、2番、市田実孝議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（藏 正議員）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藏 正議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年、令和7年第3回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（藏 正議員）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さんこんにちは。会議の冒頭、議長からもお話がございました。私も先月の火災のときには出張中でありまして、報告を受けたところでもございます。火災でお亡くなりになられた方への御冥福をお祈りいたしますとともに、被災を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げるところでございます。また、私たちが行政としまして、消防と、今一度、火災の状況を検証する中で、今後の対応をしっかりと、また、我々も取組を検討してまいりたいと思っております。また、行政として、生活支援等にお困りの点については、また、関係課としっかりと連携を図りながら進めてまいりたいというふう思います。

それでは、早速でございますけれども、行政報告をさせていただきます。9月には例年どおり決算委員会をさせていただき、議員の皆様から多くの御意見を賜り、また、我々も進められるものから取り組んでいるところでもございます。皆様の御意見に対し、しっかりと進められるよう取組を進めてまいりたいと思っております。10月に入りまして、10月の3日でございますが、鹿児島県土木部長、そして、県道路建設課長が大島本島に御来頭をいただき、各市町村をまわられて、今後の県の事業に対する説明を受けたところでもございます。大和村にとりましても、多くの県事業をしている中では、先行きの明るい情報もいただいておりますので、来年度、県予算の中で事業が示されるのではないかと期待をしております。10月9日と10月27日でございますが、これまで議員の皆様からも御提案がございました、DX化に向けた各市町村の取組における、いろいろな形でアドバイザーを務めております陣内さんを未来共創フェローとして委嘱をさせていただき、そしてまた、地域力創造アドバイザーと、アドバイザーといたしまして、浜野氏を我々も委嘱をし、早速、契約を進めさせていただいて、私たちがAIの活用など、いろいろな形でDX化の取組を村としても進めていきたいと思っております。10月17日でございますけれども、今回、初めて麻布大学を表敬させていただきました。これは、大学の方から鳥獣被害対策やクロウサギのロードキル対策について、いろいろ調査、研究をされているということで、今後、本村を拠点としながら、大島本島内におけるロードキル対策に取り組んでいただけないかということで、今、

協議を進めておりました、今月には麻布大学との協定も考えているところでもございます。今後、先生を含め、学生等が大島本島にいられて、大和村をフィールドとして、自然に関わる調査、研究をしていただきたいと思いますと考えておりました、大学と学長の方に御挨拶をさせていただいたところでもございます。11月に入りまして、各種全国大会が開催される中、道づくりや治水、砂防など各事業における大会が開催される中で、我々首長等が大会に参加をし、そして、関係省庁並びに国会議員の先生方たちに予算の確保について要望をさせていただきました。28日には、奄振事業についても要望をし、森山委員長先生を中心に関係省庁への予算要望をしてまいったところでもございます。しっかり予算が確保できるか、難しいところもございますけれども、対前年度の予算枠が確保できるようにということで、先生の方からも報告も、説明を受けたところでもございます。11月21日でもございますけれども、台湾の屏東県にございます内埔郷という自治体と交流協定をさせていただきました。これは、我々台湾の建成中学校と、今年も大和中の2・3年生が交流をさせていただきましたけれども、実は、福岡に、福岡に台湾処がありますけれども、その総領事の方から御案内をいただきまして、台湾の方から奄美大島にも来たい旨のお話がございます。是非とも、交流協定を結ぶ中で、いろんな形で幅広く交流ができればということで、内埔郷というところと協定を結ばせていただきました。屏東県は、鹿児島県とも連携協定を結んでおりますので、今後、奄美、また、鹿児島への交流が深まっていくのではないかとというふうに期待をしているところでもございます。11月29日でもございますけれども、大和市におけるうまいもの市が開催をされました。我々も久しぶりに参加をいたしましたけれども、大いにいろんな形でPRができましたので、大和市の状況を見ながら、村としてもどういう形で進めていくかということも検討してまいりたいと思っております。12月に入りまして、日曜日に関西大和会総会がございました。関西大和会も組織がなかなか潰れそうな形でもございましたけれども、本当に数年前から多くの出身者が、初めての方も多くございまして、会員も増えつつございます。これからも、我々もしっかり情報交換をしながら、関西の出身者の輪を広げていただければというふうに考えているところでもございます。

以上、簡単ではございますけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（藏 正議員）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第46号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（藏 正議員）

日程第5、議案第46号、令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に、提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）につきましては、アマミノクロウサギ施設運営事業収入の増額や、村営住宅建設工事の増額など、歳入歳出それぞれ5,202万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○総務課長（政村勇二君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和7年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ5,202万円増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億6,014万2,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、アマミノクロウサギ施設運営に伴う入場料及び物販収入の増により、事業収入として1,470万円を計上いたしました。

11ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、節10マイナンバーカード交付事務費補助金7万9,000円と、節25の生物多様性保全推進支援事業補助金の雑入からの予算組み替えによる200万円と合わせ、合計で207万9,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財源不足の調整として600万円、目3減債基金繰入金は、公営企業分を含む公債費利子の増分といたしまして764万2,000円、目4ふるさと応援基金繰入金は、定住促進住宅建設事業の増額分といたしまして800万円を計上いたしました。

同じく12ページでございます。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入は、ハブ買上金の実績増と併せ土砂搬入量の実績の増加並びに湯湾釜集落土俵整備費の集落負担分の合計で1,140万3,000円を計上いたしました。

次に歳出の主なものを御説明いたします。

13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、村職員2名分の海外視察研修費用として、県町村会負担金10万円を計上いたしました。

同じく目7企画費は、生物多様性保全推進支援事業における旅費52万9,000円及び同事業における消耗品費165万7,000円並びに空き家解体処分費上限額1件分の50万円の合計で268万6,000円を計上いたしました。

14ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、目3参議院議員選挙は、当該選挙終了により93万円減額計上いたしました。併せて目4村長選挙費は、選挙無投票に伴う当該選挙終了に伴い、383万円を減額計上いた

しました。

16ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8国民健康保険事業事務費は、保険税の確定に伴い国保特別会計繰出金を267万6,000円減額計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、ハブ買上実績増による報償費及び公用車の燃料費、修繕費と併せ簡易水道事業並びに集落排水事業特別会計への補助金の合計で623万9,000円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費は、農業用水の修繕と併せ県営農地環境整備事業の増加に伴い同事業負担金の合計で240万円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、村営住宅等修繕に伴う年度内見込額といたしまして374万8,000円を計上いたしました。併せて、目4村営住宅建設事業費は、津名久新築住宅建設における工事請負費の積算により800万円を計上いたしました。

同じく19ページでございます。

款8消防費、項1消防費、目5防災行政費は、防災センター施設修繕における年度内見込額で15万円を計上いたしました。

21ページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目2利子は、令和6年度借入分による利子の増額分といたしまして、676万7,000円を計上いたしました。

最後に、款12予備費におきまして、64万6,000円を減額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（藏 正議員）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○1番（奥田浩一議員）**

19ページの村住宅、この津名久の住宅の件なんですけれども、今日も建設課長の方から、説明、聞いていますけど、内容としては、住まれている方のために、先に優先的にと説明を受けたんですけども、今、現に津名久の方では、定住が、今、申し込み、今、受付中だと思んですが、その辺はちょっと兼ね合的に、もし計画をもう進める前提でやっているのであれば、その辺をこう上手いこと調整できなかつたのかなと思っているんですけども、これ、それ1棟だけですよね、ちなみに、住宅は。

**○総務課長（政村勇二君）**

住宅担当として。今現在、募集かけている定住促進住宅は、既存の借用でありました住宅1件でございまして、そのほか、津名久にはですね、今、改修が完了した住宅はこれからでございます。全員協議会で説明した、建設課の方から説明した住宅もこれから工事をする予定で、今現在、募集かけているのは、既存の住宅で退去があったものですから、募集をかけている住宅が1棟ございます。

○1番（奥田浩一議員）

いや、僕が聞いているのは、空いている家じゃなくて、この、予定されているのは1棟を建てることですよねってことで。

○建設課長（早川勝志君）

今回、補正に計上させていただきました800万の工事費なんですけれども、これは1棟に関する建設費の増額分というふうに考えているところでございます。

○1番（奥田浩一議員）

いろいろ、村の中でもいろんな考え方とか、もちろんあると思うんですけど、ちょっとその辺の村民感情のことで、僕はちょっとだけ聞きたくて、このダメとかいいとかそういう話じゃないんですけれども、やっぱり、今、住まれている方の住宅を確保しないとイケないというのはもちろん第一前提なんですけれども、言えば、これを壊す予定で、その方のためみたいな、もちろんその特例的な話で進めているのは、僕も理解はしているんですけども、その周りの、ほかの住民の方の気持ち的な話とかは、その辺も考えてもらっているのかなと思って。例えば、不平不満的なものが、もし、あった場合、やっぱり当局側も、人の気持ちのことなんで、分かってはいるんですけどもっていう、その辺があるんで、その辺ももうちょっと鑑みて、また、ちょっともしそういう話ができるのであれば、今、僕はほら、津名久に、今、定住申込が、受付中のあるから、そこなんか、一応、提案とかして、まずそっちに移って見たらどうですかとかいう、その辺の話なんか、もちろん進めていった方がいいんじゃないかなって思って、ちょっと質問させてもらいました。

○建設課長（早川勝志君）

今回、特定入居という形で話をさせていただいているんですが、まずは入居者の方の利便性を考えまして、近くがいいだろうと。なおかつ、今回、津名久等で募集をかけている空き家の住宅に関しましては、入居の縛りが若干ありまして、定住促進住宅でもですね、空き家改修事業ということで、奄振事業を使わさせていただく関係から、村内から村内への転居は難しいのではないかとこのように考えているところで、それで、なおかつ、そういう、先ほど申しあげました利便性とか、それを総合的に考案した結果、近くの、新しく新築するところに入居していただくのが一番いいのではないかとこのように、こういう進め方をさせていただいているということでございます。

○村長（伊集院 幼君）

ちょっと補足させていただければ、やはり、そこで議員のおっしゃるような住民感情もある中で、我々もやっぱり地元の意見を尊重しなければならないだろうと。当初からあそこを建て替える

予定も何もなく、元々あったところの周囲を、土地が確保できたものですから、そこにだったら、そこを重点的に住宅を整備しようということになりまして、それを造っている中で敷地がもつたないということが出てきたものですから、まさに、今、課長から答弁されたように、補助事業を使っているところは、その目的に沿った形で入居者を募集しなければならないということもあるものですから、今回、造る住宅は、我々が起債事業として整備をする住宅の中です。整備を進めていこうと。そういう中では、やはり地元を、まず、御理解をいただいて、今後の津名久集落の住宅整備をどうしていくかということ、御理解いただきながら、村として進められればということでございますので、そういうことで、また、御理解いただければと思います。

○1番（奥田浩一議員）

いろいろ、みんな思うところもあって、苦肉の策的なこともしないといけない部分も分かるんですけども、一応、その辺も、もう一度、また、住民とか、いろいろ話し合う余地があれば、また、その辺もまた、話してもらって、やってもらえたらなと思っています。以上です。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第47号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藏 正議員）

日程第6、議案第47号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

**○村長（伊集院 幼君）**

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険税や県支出金の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ66万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○保健福祉課長（前田逸人君）**

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,365万2,000円にしようとするものであります。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、一般被保険者医療給付費現年課税分及び後期高齢者支援金分現年課税分並びに一般被保険者介護納付金分の付加及び新規決定に伴い、合計で271万9,000円を増額しました。

続きまして、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、人間ドック補助金として保険者努力支援分2万円、大和診療所に係る特別調整交付金として60万円、合計で62万円を増額しました。

続きまして、款5繰越金、項1一般会計繰越金、目1一般会計繰入金は、一般被保険者国民健康保険税の歳入が増額計上されたことにより、職員給与費等繰入金を267万6,000円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保オンライン資格確認対応負担金不足分として1,000円を増額しました。

款4保険事業費、項1保険事業費、目1疾病予防費は、人間ドック受診者の増により補助金を6万2,000円を増額しました。

款7諸支出金、項2繰入、繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、大和診療所特別会計の繰出金といたしまして60万円を増額しました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

**○議長（藏 正議員）**

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。  
これから、議案第47号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

御異議なしと認めます。  
したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第48号 令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藏 正議員）

日程第7、議案第48号、令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、繰入金及び職員手当、需要費の増額など、歳入歳出それぞれ150万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（池田浩二君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,882万5,000円にしようとするものでございます。

6ページの歳入から御説明いたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金90万円と、款3繰入金、項2他会計繰入金、目1国保会計繰入金60万円のいずれの増額につきましても、歳出の増額に伴い調整を行いました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節3職員手当等60万円の増額は、4月から職員1名の増加に伴い、今後の時間外勤務手当の不足が見込まれるため計上いたしております。

同じく、節10需要費のうち消耗品費25万円の増額につきましては、来年度に鹿児島大学医学部の臨床実習生を大和診療所で受け入れる予定になっております。つきましては、居住する予定の医師住宅の別宅で必要となる家電製品等の購入のための予算計上になります。また、光熱水費20万円増額につきましては、今後の支出状況で不足が見込まれるためでございます。

同じく、節11役務費25万円の増額は、令和6年度の消費税申告書作成に伴い、税理士事務所に支払う申告書作成手数料でございます。

款2医業費、項1医業費、目1医業費、節10需要費10万円、同じく節11役務費10万円のいずれの増額につきましても、今後の支出状況で不足が見込まれるためでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第8 議案第49号 令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について

### ○議長（藏 正議員）

日程第8、議案第49号、令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

### ○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計繰入金を増額や施設介護サービス事業費の増額などにより、歳入歳出それぞれ250万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

### ○大和の園園長（早川理恵君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,147万1,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出に伴う増額分として250万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款2サービス事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費は、物価高騰の影響による消耗品増加分として100万円、賄い材料費の増加分として150万円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく御願いたします。

### ○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

### ○7番（勝山浩平議員）

2ページの歳入一般会計250万円、一般会計から繰入金ということでありましたけれども、介護用品や食材の高騰、物価高騰が原因ということでありましたが、今後、収入を増やしていく取組が求められております。特別養護老人ホームは、原則、要介護3以上の方が入所対象であり、要介護2以下の方は特例入所制度があつて、可能な場合、入所ができるとされております。経営面を考えると、入所者の平均介護度、要介護4前後で収益単価が安定をして、利用率が高ければ黒字化す

るとされております。そこで伺いますが、要介護2以下の入所者が、事前のヒアリングでは10名ほどということでしたが、現在の入所者の平均介護度はどの程度でしょうか。そしてまた、今後、大和の園が安定した経営を行っていく上で、望ましい平均介護度はどの程度と考えていますでしょうか。

#### ○大和の園園長（早川理恵君）

実際、大和の園の要介護度についてでございますけれども、議員がおっしゃいましたように、特例入所者を受け入れている関係上、一般の平均値よりも要介護度は低い状況となっております。現在のところ3.5程度で推移をしているということでございます。2番目の安定的経営に向けてということでございますけれども、本村におきましては、現在、介護度、もしくは経営状況、収入を上げる方法といたしまして、議員のおっしゃいましたように、その要介護の高い方を優先していくという方法が一つあるかと思えます。ですが、現在の待機状況として、入所者が決定している方々を除くと、待機者がいないというような状況でございますので、より高い方を入所していただくことは現実的ではないということが一つは言えると思えます。また、できれば要介護3の方を中心にとということが、経営上、望ましいということは考えられますけれども、本村は、大和村において唯一の老人福祉施設ということでございますので、現在、増えている特例入所、あるいは介護度の軽い方、要介護1・2とかですね、軽い方が、現状、増加しているということを考えますと、そこをサービス利用ができないという状況に陥らすということは難しいと考えておりますので、その方々もサービスが受けられることで困ることがないようにということで、その受け皿としてもどのように機能を果たしていくかということは併せ持って考えていく必要があるかと思っております。経営につきましては、非常に厳しい状況ということは、再三、申し上げているところでございますけれども、安定的収入ということを考えますと、空床をできるだけ減らしていく。そして、要介護度の高い方を、高い方を優先していく、あるいは加算をできるだけ取っていくという方法があるかと思えます。今年度におきましても、そのようなことを、努力を重ねて、昨年度よりも収入を上げるという努力をしているというところでございます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

大和の園、入所定員、長期が50名、短期が3名となっております。特養の経営安定を考えた場合、また、同じく定員に対する入居率90%以上の維持が重要とされますが、空床もあるという、先ほど答弁がありましたけれども、現在の長期の入所率はどの程度でしょうか。

#### ○大和の園園長（早川理恵君）

本日、現在でありますけれども、長期入所者50名に対して31名ということでございます。あと、今月、来月で入所が決定しているという方があと6名おられますので、実質的には37の予定ということになる、なるところでございます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

37割る50は幾らぐらいですか。今後の運営を考えていく上でですね、大和の園と社会福祉協議

会、協議会の一元化が検討されているとか、検討会を行ったという話は聞こえますが、村の高齢者の福祉行政を考えていく上で大きく関わる問題だと思いますけれども、議会の方には何も伝わってこないんですよね。この社協との一元化というのがどのような構想なのか。また、村長選挙の村長再選後の新聞報道で、村長は福祉拠点の整備を構想、大和の園と社協、認定こども園を集約と新聞報道で答えていらっしゃいますが、福祉拠点の整備とは具体的にどのような構想なのでしょう。

#### ○村長（伊集院 幼君）

これは今、構想を立てている段階でございますけれども、まだまだ我々もこれまで福祉施設のあり方検討会を進める中で、集落長屋構想も進めてきたわけでございます。しかしながら、なかなか現状に合わない部分もあるんじゃないかということで、今、内容を精査、また、検討をしているところでもございます。そういうことからしますと、この施設を移転する中で、やっぱり社会福祉法人でございます、やっぱり大和村社協の方が、やっぱりひとまとめて運営をしてもらったらどうかということもございまして、我々として、それぞれの経営状況を見ながら、どういうスタイルで大和村にあった福祉ができるものか。そしてまた、今現在、大和村の保育所も分散されて、まほろば園もありながら、我々として、やっぱり総合的な福祉について、まずは庁内で話をする中でですね、やっぱりある程度の方向性を見出したときに、議会の皆さんに、また、いろいろと協議をしてもらおうというふうに考えているところでもございます。しかしながら、もう大和村の今の状況を見てみますと、場所的な問題が、一番、これまでもネックになっておりまして、我々としても、全然ないわけじゃなくてですね、ある程度の場所を決めた中で、そこがやはり、ある一定の高台として、そこにいらっしゃる人たちが避難をせずに、その場所でこうして福祉ができればなということも考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。我々も、今回、早めに、来年度内では、ある程度、方向性が見出せれば、皆さんの方にもお示しができるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

社協への委託を検討していく案があるということですね。大和の園の職員も会計年度任用職員もいますので、しっかりその職員の皆さんの同意を得た上で、検討してもらいたいと思いますし、また、動きがあったら、逐次、議会の方にも報告をしてもらいたいと思いますが、経営を安定していく上には、平均介護度、高い利用率、各種加算の取得ですね。先ほど園長から答弁もありました。今後も努めていただきたいと思いますが、大和の園の経営が大変悪化をしているという情報が、大和の園の会計年度任用職員の方にも伝わっているんですよね。新聞報道等でもありましたから。それで、会計年度任用職員は1年間契約で、来年の更新時には解雇とか減給になるんじゃないかということを心配している声が聞こえますが、経営を改善していくためには収入を増やすための取組がまず優先であって、簡単に取り組める人件費の削減は決して手をつけるべきではないと考えますが、職員の雇用安定を前提にやっていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

これは、今、大和の園の方で、今後の経営のあり方、そして、利用者の数に沿ったやっぱり体制づくりということも大事じゃないかなというふうに思っております。我々も一概に人数を削るんじゃないなくて、今後の将来的な構想の中で、どういう形の職員体制が必要なのかということも考えております。その中では、一概に社協にやるから、この人件費がどうのこうのという問題じゃなくて、やはりその働き方によつての、やっぱり賃金をしっかり我々も守りながら、やっぱり働いてもらうことが大事じゃないかなというふうに考えておりますので、その処遇改善について中でも、しっかり我々もそこは協議をする中で、議員の皆さんにも説明ができるようにしていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（勝山浩平議員）

再度確認で、契約更新時の解雇も心配な声があつて、減給もあるんですよ。社協に委託をするとかになった場合においても、今、1,000万補助金出しておりますけれども、おそらくもっとこれ、そうなるとなった場合ですね、補助金の額も増えると思いますが、やはりその減給、解雇はしないで収入を増やす取組に努めていくということを断言できませんか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

確かに理想から言えば、利用者が50床あるんだったら50床入れて、それなりの資格者を配置してやることによって収入増につながっていくということが、我々も理想だと思っております。それを、今、国際大学の先生たちを入れて、大和の園でどういう経営体制に持っていくかということで、今、ここ数年、助言をいただいております。しかしながら、すぐすぐはできないところもあるものですから、我々もそれを、経営が厳しくなっているから人件費を削るとか、人数を削減するとかということは、すぐできるものではありませんので、そこら辺はしっかり先々を見ながら、やはり村の持ち出しも、施設の運営上は、ある程度、村の持ち出しも考えながら、やっぱり長期的な政策の中で検討すべきじゃないかなというふうに思っております。ですから来年、再来年、すぐ社協に統合してやるとかということじゃなくて、本当に大和村の福祉として、どうあるべきが一番いいのかということを、我々も内部で検討させてもらって、それをまた、皆さんにお示しする中で、やっぱり職員の人材の確保ということもありますので、今現在、社協と大和の園の賃金のバランスは違います。それを一概に横並びにするとかというのは、すぐできませんので、それよりも、議員がおっしゃるような今の施設の運営がどうやっていくべきかという全体の下で、我々としては考えていきたいと思っております。

#### ○議長（藏 正議員）

勝山議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第9、議案第50号、令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、収入の他会計補助金の増額や支出における賃借料の増額を行いました。資本的収入及び支出におきましては、支出の固定資産購入費の増額を行ったところでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和7年度大和村簡易水道事業会計予算（第2号）の内容説明について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の総額324万9,000円増額し、資本的支出の総額を255万5,000円の増額予算を計上いたしました。補正予算の概要につきましては、補正予算書1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは補正予算説明書で御説明をさせていただきます。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入、款1簡易水道事業収益、項1営業外収益、目1補助金、節他会計補

助金については、原水費及び上水費及び企業債利子の増額により324万9,000円を増額計上いたしました。

続いて、12ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出、款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水費及び上水費の節12備用品費、節21修繕費、節29原材料費の総額230万円につきましては、施設維持管理費用計測機器の購入及び漏水等緊急事対応重機借上料を増額計上いたしました。

続いて、同じく12ページ、款1簡易水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利子25万5,000円を増額につきましては、新たな利息の償還の開始に伴い、増額計上いたしました。

続いて、13ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出、款1資本的支出、目1固定資産購入費、目1有形固定資産購入費、節3工具、器具及び備品購入費50万円を増額につきましては、携帯小型非常用発電機の導入として、増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第51号 令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正議員）

日程第10、議案第51号、令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）につきましても、収益的収入及び支出におきまして収入の他会計補助金の増額、支出におきまして企業債利息等の増額を行いました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和7年度大和村集落排水事業会計予算（第2号）の内容について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支及び支出の総額を205万2,000円の増額予算を計上いたしました。補正予算の概要につきましては、補正予算書の1ページから3ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で御説明をさせていただきます。10ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入、款1集落排水事業収益、項1営業外収益、目1他会計補助金、節1他会計補助金につきましては、ポンプ場、処理場費及び支払い利息及び企業債取扱諸費の増額により、205万2,000円を増額いたしました。

続いて11ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出、款1集落排水事業費用、項1営業費用、目1ポンプ場、節15光熱水費、節17手数料、節22修繕費につきましては、ポンプ場維持管理費として、光熱水費の増額及びマンホール内部清掃手数料の増額、そして、ポンプ及び施設修繕として総額123万2,000円を増額計上いたしました。

続いて、同じく11ページの款1集落排水事業費用、項1営業外費用、目1支払い利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息62万円の増額につきましては、新たな利息の償還の開始に伴い、増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。  
これから、議案第51号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第52号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正議員）

日程第11、議案第52号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改定に伴い、本村の選挙の執行に従事する者の報酬額の改定を行いたく御提案いたします。  
内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。  
総務大臣通知による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を基準といたしまして、本村同条例の別表第一にある、日額改定を行おうとするものでございます。  
内容といたしましては、選挙長を現行の1万800円から1万2,200円へ。投票所の投票管理者1万2,800円から1万4,500円へ、期日前投票所の投票管理者1万1,300円から1万2,800円へ、開票管理者を1万800円から1万2,200円へ、投票所の投票立会人を1万900円から1万2,400円へ、期日前投票所の投票立会人を9,600円から1万900円へ、開票立会人と投票立会、失礼しました、選挙立会人

をそれぞれ8,900円から1万100円へ、それぞれ改正しようとするものでございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第53号 防災シェルター購入取得について

○議長（藏 正議員）

日程第12、議案第53号、防災シェルター購入取得についてを議題といたします。

提案者に、提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

防災シェルター購入取得について、提案の理由を申し上げます。

大和の園防災シェルター購入取得の契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条、議会の議決に付すべき財産の取得または処分の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

防災シェルター購入取得について、内容御説明申し上げます。

現在、大和の園の利用者は、長期及び短期利用者合わせ約40名前後でございますが、海岸沿いの立地条件等から、特に津波災害時における避難体制の脆弱さが課題となっております。実際に、2022年のトンガ諸島海底沖地震時の夜間避難におきましても、全員の避難完了までに1時間以上を要していることも鑑み、今回、津波浮揚型防災シェルターを新たに設置することにより、できる限り、自衛での避難体制の強化に努め、利用者様及び職員の安全確保を図ることを目的とするものです。

なお、契約の方法といたしまして、随意契約により執行し、仮契約を行っている状況です。契約の金額といたしまして、1,040万8,200円。契約の相手方は、住所、静岡県袋井市宇刈二ノ谷3の4、氏名、株式会社タジマモーターコーポレーション代表取締役社長浅井秋彦でございます。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

#### ○7番（勝山浩平議員）

浮遊式の防災シェルター、本村においては大型の防災設備になると思いますが、避難計画や避難訓練、定期的な点検管理が不可欠だと思います。そこで伺いますけれども、この設備の所管はどこになるのか。避難計画や訓練はどのように実施していくのか。定期的な点検、管理についてはどのように行うのか。海上保安庁の助言を得て、救難信号機などを設置するということでしたが、機械的に専門的な知識を要する点検も必要と思われます。専門業者による定期点検を行っているのか。その維持管理費は幾らぐらいを見積もっているのか。集落長屋構想も今後ありますが、大和の園が移設をしたあとの活用について伺います。

#### ○大和の園園長（早川理恵君）

まず、1点目の所管でございますけれども、防災という観点で申し上げますと、総務課ということになるかと思っておりますけれども、このシェルターの配備が大和の園ということでございます。今回も大和の園で予算を計上させていただいておりますので、この管理については大和の園が主で行っていくということになるかと思っております。ただ、総務課と常に連携を図ってという前提にあるかと思っております。

2番目の避難訓練等についてでございますけれども、先般、村の防災訓練もございました。そのときにも大和の園におきましては、設置予定場所を含めて、一部、訓練を実施しているということでございます。年に2回程度、訓練も行っておりますけれども、消防団とも連携を図って、今後も行っていく必要が、定期的に行っていく必要があろうかと思っております。

3点目、点検管理ですけれども、類似、類似、すいません、自治体ですね、同様のレキシを導入した自治体の状況も伺っておりますけれども、特に点検管理を専門業者にということは行っていないということで、非常に耐久性も強いということがありますので、特に維持費はかかっていないと

ということをお聞きしておりますが、ただ、経年劣化ということは当然考えられますので、整備点検は随時行っていく必要があるかと思っております。

救難信号の維持、管理ということでございますけれども、今回、予定といたしまして、GPSを搭載している救難信号も、機器を搭載するということを考えておりますけれども、これにつきましては、衛星を使って、救難信号が自動的に海上保安庁に送られるという仕組みということでございます。特別な設備という、ではございませんで、個人でも非常に活用がよくなされているという実績のあるものでございますので、特別な維持、管理と、特別な専門職による管理というのは、特に必要はないかも分かりませんが、これにつきまして、誤って、実際届くのかということで、救難信号を発しますと、ただちに出勤されてしまうということもございますので、そういったことができない状況にはなっておりますけれども、管理については、また、業者の方とも確認をしてみたいというふうに思っております。

最後の移転後の活用と、シェルターの活用という点でございましたけれども、現在、移転の場所も決まっていない状況ではございますけれども、一番、要配慮者の多い場所ということで、移転先への設置というのも一つは選択肢としてあるかと思っております。ただ、先ほど村長からの答弁もありましたように、津波の被害を受けづらい場所、受けにくい場所、比較的安全な場所ということでありましたら、他の地区、要配慮者の例えば多い地区とかいう分の活用も考えられるのではないかと考えております。

#### ○7番（勝山浩平議員）

シェルターの今回の導入ですけれども、村の防災への柱となる、地域防災計画にも反映されるべき内容だと思います。この導入ですね、今年度の大きな1,000万円という買い物ですけれども、施政方針には盛り込まれていなかったんですね。そのあとの6月の補正予算で予算が計上されて、9月の村長の所信表明の中にもありましたが、このシェルターの導入をしようと判断をしたきっかけは何なのか。また、先ほどの地域防災計画への見直しはされているのか伺います。

#### ○総務課長（政村勇二君）

まず、質問にありました、まず、地域防災計画についてから、先に私の方から答弁させていただきたいと思っております。地域防災計画、年に一度、改正する予定でずっと進められて、コロナ禍におきましては、書面議決という形で進めさせていただいております。しかしながら、今年度ですね、気象庁の方から避難に関する取扱い、避難指示のやり方がですね、風水害であったり、洪水であったり、さまざま別々であったものを分かりやすいものに改正するという案件がございまして、まだ正式には公表されていないところでもございますけれども、そういったものが分かり次第ですね、年明けに、決定次第、年明けに防災会議を開催したいというふうに思います。その中には、先ほど、その気象庁の案件と、もう一つ、鹿児島県の方からも、県の防災計画の中で変更になった部分に関しまして、村の現状にあったもの、そういったところの変更も考えているところでございます。そういったところではおきましてですね、また、村の防災計画の中に、今回、入れる防災シェ

ルターについても記載をする予定でございますので、そういった部分においては、まだ日程がはっきりしないところではございますけれども、気象庁次第です、年度内には一度、防災計画のための、変更のための防災会議を実施する予定で動いているところでございます。

○村長（伊集院 幼君）

ちょうど、施政方針の中でのシェルター購入は入れておりませんでしたけれども、我々としては、安心・安全な村づくりということで、防災の体制づくりということが全般的に含まれている中では、これ、数年前から実は検討を進めておりました。しかしながら、本当にいいのかどうかという、我々も半信半疑の中で、まずはこのものを見ないといけないだろうということで、ちょっと担当課、また2、3名で現地調査もさせていただいて、本当にそれが、この施設の中で活かされるものかどうかということを検討させていただいて、十分活用できるんじゃないかということもございました。また、今、全国的にいろんな災害が発生する中では、私たち、やっぱり安全を守るための手段としては、いろいろと考えていかなければならないんじゃないかということで、シェルター導入をこうして進めたわけでございます。その点については、ちょっと我々も当初予算から進めなかったのは、大変申し訳ないと思っておりますけれども、実際に活用が可能だという判断の下で、6月で補正をさせていただいたということでございます。

○7番（勝山浩平議員）

村長、答弁ありがとうございました。

先ほどの防災会議というお話がありましたけれども、防災会議には自衛隊、警察、村の消防団など専門家が委員として任命をされます。今回、このシェルター、浮遊式シェルターが、万が一があっても、もし使われる場面があった場合に、海上に漂流する可能性もありますが、午前中の全員協議会の説明では、漂流した場合、海上保安庁が救助に当たるということでありました。では、この防災会議の委員の中に、新たな委員としてですね、海上保安庁にも協力をお願いをしていくべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

防災会議の委員に、確かに勝山議員がおっしゃるように、現段階においては海上保安部関係の関係者は、委員として、いないところでもございますけれども、こちらはまた、今回のシェルター導入に関しましてですね、やはり導入をする上で、防災会議の、防災計画の中にも記載があることを鑑みますと、やはり海上保安部の方にも連絡をさせていただいてですね、同意をいただいた上で、また、委員任命等を考慮していきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

あと、先ほどから、このシェルターの活用という話が、言葉がありましたけれども、このシェルターが本当に使えるのかということに関して、その必要性も含めて、活用性についても、村民からは疑問の声があるんですね。ですので、今回、先ほど村長、村長に答弁をさせていただいた導入に至った必要性、経緯とか、これからの避難計画、訓練のあり方の内容とかですね、そういったもの

を、広報紙等を通じて、村民にも丁寧に説明をしてもらいたいと思いますが、村民への丁寧な説明と計画的な運用を求めたいと思いますが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

村の進める施策としては、重要なことですので、これはもう、村民に細かく説明も必要かと思えます。年明けには各集落を回る予定にしておりますので、広報紙等で事前にできることは、周知を図りながら、説明責任を果たしてまいりたいというふうに思います。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第54号 大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（藏 正議員）

日程第13、議案第54号、大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

子ども子育て支援法の改正に伴い、大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

それでは、大和村乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

制定内容につきましては、全ての子育て家族、家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化する目的で創設され、全国自治体におきまして、子ども誰でも通園制度として運用されます。就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度でございます。

御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから質疑を行います。

質疑、ありませんか。

○7番（勝山浩平議員）

午前中、全員協議会でも説明いただきましたけれども、今回、この上程が、条例が制定されれば、先ほどからある本村の認定こども園、この子ども園の構想の中にも、この条例の内容というのは反映されるものですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

今後、そうですね、認定こども園が、今後、計画、想定されるのであれば、この誰でも子ども通園制度、子ども誰でも通園制度も、そういった形でやっていくつもりでございます。

○7番（勝山浩平議員）

そこです、条例の第8条第2項、乳幼児の送迎を目的として、自動車、車とありますけれども、送迎ですね、利用者の。以前、名音のへき地保育所が令和4年度に休園となって、現在もそうありますが、それから大槌の保育所に通園をさせてもらっております。その際ですね、保育園、保育園児、保育所児、保育園児でいいんですかね、保育園児の保護者には送迎をやりますというようなことで、統合に至ったわけでありましてけれども、現在は送迎が行われていないんですよ。それで、今、大槌のへき地保育園や、湯湾釜のまほろば保育所に、保育所や保育園に保護者の方々が送迎をしておりますけれども、この送迎が、朝夕、結構な負担になっているとの声が寄せられますが、今後、この認定こども園構想の中でも、利用者の送迎支援というのでも検討していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

確かに、認定こども園を設立されては、送迎の問題が出てくる可能性があると思っております。それにつきましてはですね、それにつきましてはですね、送迎するにしてもですね、6か月から3歳

未満の子どもたちはですね、職員が送迎するとなると、それを、結局、抱える、そういった安全面というのがどうしても必要になってくると思うんですよ。今、送迎している小学生とか、まだ、中学生とかはまだいいんですけども、そこら辺がどうしても問題になってくると。そこに対して、結局は自動車の改造であったり、職員がつきっきりで6か月の子を掴んだりとか、やっていけないといけないところが発生してくる可能性がありますので、そこら辺の送迎についてはですね、ちょっと、再度、また、慎重に検討していきたいと思っております。さらにですね、併せまして、保護者としては、結局は送迎を使うとですね、拘束される。分かりますか。どうしても8時に出ます。5時もう送り出しますという、お互いで仕事を持っている共働き世帯についてはですね、どうしてもそこら辺に、8時にちゃんと子供たちを送らないといけない。5時にはちゃんとバスが来て、そこに迎えに行かないといけないという、そういった課題も出てくるということで、ちゃんと慎重な、慎重な、送迎については検討するべきではないかと考えております。以上です。

#### ○7番（勝山浩平議員）

そもそも、認定こども園がどの集落にできるかで違ってくると思いますけれども、来年からしてほしいとかいう話ではなくて、実際、現場で、地域でそういった声が、送迎が負担ですよという声があるということをどうか御理解ください。是非、まほろば園に通っている小さな幼児、乳幼児じゃなくて、も含めて、また、危険性があるかもしれませんけれども、へき地保育所に通っている子供たちへの送迎というのも、是非、検討していただけたらと思いますが、条例第10条に、職員の知識及び技能の向上とあります。現在ですね、へき地保育所やまほろば保育園において、研修の実施状況がどうなっているのか。また、今後の認定こども園の設立に向けて、職員の研修をもっと図っていくべきだと思っておりますが、今後の研修の取組はどのように考えておりますか。

#### ○保健福祉課長（前田逸人君）

保育所ですね、会計年度も含めまして、研修は毎年1回、2回、行っているところでございます。そういった研修をしながら、やっぱり保育士の、保育の姿である、スキルアップをやっていくという形で、今現在、やっております。来年度は、まだ予算編成でございますが、予算についてもですね、今度は新たに、その子ども支援と、あと、保育士に対する教育の面からですね、先生をちょっと呼んで、そういった形のちょっと教育をやっていこうかなと考えて、予算を、今、組んでいるところでございます。さらに、つきましては、奄美市とか宇検村とか、すごくいい保育をされているところもございます。こっちがダメな保育とは言わないんですけども、そういったところに見学しに行って、今、どんな保育をやっているという形の研修もさせたいと、来年度は思っております。以上です。

#### ○7番（勝山浩平議員）

保護者も期待すると思っておりますので、是非、推進をしてもらいたいと思っております。

また、研修と同時に、保育職の確保ですよね。今でも苦勞されていると思っております。今年には鹿児島県が保育所の現況調査をしております、業務負担や給与を理由に、4分の1の保育士が継続し

て働きたくないと回答をしております。特に給与面が理由の一つ、大きな課題だと思いますが、認定こども園をつくっていくためには、繰り返しますけれども、保育職の確保が不可欠です。今、国会で審議していますが、保育職の人員費を5.3%アップさせるため、補正予算を閣議決定をして、今、審議中ですが、このような予算を確実に本村の保育職の賃金アップに反映させて、また、今後とも継続して保育の質を高めていくために、まずは保育職の処遇改善に努めていただきたいと思います。いかがですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

保育士の処遇改善でございますが、保育士の、議員のおっしゃるとおり、保育士不足の解消と質の高い保育を提供することを目指して、あと、国や自治体、保育施設の補助金を出して、保育士の給料を上げることが処遇改善になっておりますけれども、国がそういった施策を今から、今後、持つのであればですね、今、保育士自体の、会計年度も含みまして、給与、時間給、日当というのは、周りの市町、周りの市町村と比べるとそこまで差がないということでございますが、そういった、国からのそういった施行される、法が施行されるのであれば、そこら辺は活用したいと思っております。そこら辺はですね、この処遇改善としましても、人勧のベースアップにつきましても、職員と同等の、会計年度についてもベースアップをしておるところでございますが、また、さらにですね、今、他の市町村では、なんですけ、保育所に手当てみたいなことがあるんですけども、こちらとしては、会計年度に対してちゃんと時間給を付けるとかいうのを、ちゃんと手立てをしておりますので、処遇改善は、少し行き届いていないかとは、こちらでは思っております。先ほどおっしゃるとおり、議員がおっしゃるように、国の制度がですね、そういった形になるのであればですね、そこら辺も活用しながら、保育所の確保、また、保育所のその給与というところも、今後、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（藏 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 請願第1号 外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（藏 正議員）

日程第14、請願第1号、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について。

ただいま議題となっています、請願第、議題となっています請願第1号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会に付託することにいたします。

○議長（藏 正議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時50分



# 第 4 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金)

大 和 村 議 会



## 議事日程（令和7年第4回大和村議会定例会）

令和7年12月12日（金）

開議時間 午前10時15分

午後 1時30分

### 開議の宣告

日程第 1 一般質問（5名）

午前（2名）

7番 勝山 浩平 議員

2番 市田 実孝 議員

午後（3名）

3番 前田 清和 議員

1番 奥田 浩一 議員

9番 奥田 忠廣 議員

日程第 2 請願第 1号 外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

日程第 3 発議第 3号 外海離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書について

日程第 4 議員派遣の件について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

## 令和7年第4回大和村定例会会議録

令和7年12月12日（金）

午前10時15分 開会

### 1 議事日程

※別紙、議事日程のとおり

### 2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	奥田浩一君	6番	藏正君
2番	市田実孝君	7番	勝山浩平君
3番	前田清和君	8番	中井文忠君
5番	重信安男君	9番	奥田忠廣君

### 3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森永学君 主幹 太純一君

### 5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	中山恭平君
副村長	仲新城長政君	教委事務局長	宮田龍君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	大瀬幸一君
建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	前田逸人君
会計管理者 兼会計課長	児玉明美君	大和診療所事務長	池田浩二君
住民税務課長	直島秀治君	大和の園園長	早川理恵君

開会 午前10時15分

○議長（藏 正議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正議員）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。  
議事日程のとおり、順次発言を許可いたします。  
7番、勝山浩平議員に発言を許可いたします。

○7番（勝山浩平議員）

改めまして、皆さんこんにちは。よろしくお願いたします。

質問の前に、11月18日、今里集落において議会報告会を開催させていただきました。当日は寒気の影響で強風が吹き、厳しい天候の中での開催となり、正直なところ、参加者が少ないのではないかと、延期かと心配をしておりました。ところが、予想に反して10名もの皆様に御参加いただきました。さらに予定時間の1時間を通じて、発言が途切れることなく続き、その多くが人口減少や過疎化に関するものでした。悪天候をおしてでも参加し、声を上げてくださったことに、集落の皆様の人口減少と過疎化への強い危機感を改めて受け止める場となりました。また、本村の社会福祉協議会職員が、8月に発生した始良・霧島地区の豪雨災害の被災地へ派遣され、支援活動を行っております。今回の派遣で得られた経験や知見は、本村の防災力強化のみならず、平素の福祉活動の充実にもつながるものと期待しております。派遣を決断された村社会福祉協議会、そして、現地で活躍をされた職員の皆様に心より敬意を表します。

それでは質問に移ります。

まず、学童疎開船対馬丸の慰霊碑建立について。太平洋戦争終結から80年が経過し、学童疎開船対馬丸事件や戦争体験の証言者は高齢化し、記憶の継承が急務となっており、地域の記憶を次世代に伝えるためにも、慰霊碑建立の取組が求められています。昨年8月、今里、名音、戸円の各区長連盟で、村長宛に対馬丸慰霊碑建立の要望書が提出されております。また、第3回定例会での一般質問に対しては、本村にも犠牲者の遺体が流れ着いた事実や、戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを語り継ぐことは必要であり、モニュメントや遭難経緯が分かるプレート等の設置について、庁内や関係者と協議し、対応策を検討したいとの答弁がありました。昨年の答弁以降、慰霊碑建立やモニュメント設置に向けた具体的な検討、協議は進んでいるのか、その進捗状況について明らかにしてください。

次に、人事院勧告による議員や村長など、特別職給与などの引上げ反対を求めて。今年度、人事院は国家公務員の給与について、月額3.62%の引上げ、期末勤勉手当を4.65カ月分へ引上げるとい

うプラス勧告を行っています。また、県人事院会においても同様の指示による引上げ勧告がなされております。この流れを受け、本村においても議員や村長など、特別職の給与等に関する条例改正案が、今後、上程される可能性が高いと考えられます。しかし、令和6年度決算では実質単年度収支が赤字となり、基金残高も大幅に減少しているなど、財政運営の慎重さが今まで以上に求められる状況にあります。このような財政環境下、一般職の給与改善とは性質が異なる特別職給与の引上げを実施することは、住民の理解も得にくく、適切とは言えないのではないのでしょうか。以上を踏まえ、特別職の給与報酬の引上げについて、本村としては見送るべきではないのでしょうか。

次に、集落活性化に向けた地域おこし協力隊の配置を求めて。国勢調査の集計値によると、前回と比較して、集落によっては人口減少や高齢化が加速していることが明らかになっております。こうした集落からは、地域活性化に向けて、自助努力だけでは限界があるとの声も寄せられております。集落の要望に応じ、地域の活性化のため、外部人材である地域おこし協力隊を集落の一員として迎え入れ、地元住民とともに地域づくりに取り組む体制を整えることはできないのでしょうか。

以上、壇上からとします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の学童疎開船対馬丸の慰霊費建立についての御質問でございますが、これまで、対馬丸慰霊費建立についての一般質問を、令和4年第2回定例会並びに令和6年第3回定例会でいただいているところでございます。また昨年、対馬丸慰霊費の建立に関しまして、今里集落、名音集落、戸円集落の区長名で、対馬丸慰霊費建立の要望書を令和6年8月20日付で受けたところでございます。太平洋戦争中の1944年、昭和19年8月22日、集団疎開のため沖縄から九州本土へ向かっていた対馬丸が、十島村悪石島沖にいて、アメリカ潜水艦の3発の魚雷攻撃を受け、一瞬にして1,484名の命が奪われ、学童767名が大和村、宇検村、瀬戸内町の海岸に、遭難者の遺体と数少ない生存者が流れ着いた悲惨な出来事であります。本村にも27体の遭難者のうち4名の生存者と遺体が流れ着き、その遺体の多くを名音・志戸勘間の長浜や戸円集落にて火葬して手厚く埋葬されたようでございますが、その後に遺体は引き取られて、引き取られた記録がございます。対馬丸の悲劇と戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えることは重要であると認識をしております。御質問にあります昨年の答弁以降、遺霊碑建立やモニュメント設置に向けた具体的な検討、進捗状況についての御質問でございますが、本村におきましては、2017年に対馬丸遺霊碑が宇検村の宇検集落船越海岸に建立されて以来、毎年8月に執り行われる遺霊祭に参加をし、対馬丸の悲劇、戦争の悲惨さ、平和の尊さを深く認識し、犠牲者の御霊の御冥福を祈念するとともに、御遺族の皆様の平安を願ってまいりました。今後も引き続き宇検村で執り行われる遺霊祭への参加を継続してまいりたいと考えております。また、沖縄県、宇検村、瀬戸内町、大和村がともに遺霊碑の意義を深め、追悼式や平和学習への参加を通じて、平和意識を高めることが最も重要であることを認識しており、宇検村を中心として、遺霊祭等へ参加することで、児童・生徒も含めて認識を深めていければと思うところ

ろでございます。しかしながら、対馬丸の悲劇の悲惨さを伝え、平和の尊さを願うために、遺霊碑の建立もございますが、本村としましては、大和村における当時の歴史を伝えるためのプレート等を設置し、対馬丸の歴史の一部として位置づけていきたいと考えているところでございます。これにより、地域住民や来訪者の皆様に対し歴史の理解を深めていただき、教育の啓発の観点からも役割を果たしていくことを目的として、引き続き取り組んでまいりたいと思います。プレートの設置につきましては、漂着した場所や正確な歴史の伝承や平和の願いを込めた表現などについて、検討してまいりたいと思います。また、要望をいただきました集落の区長さんの御意見を伺いながら、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の人事院勧告による議員や村長など、特別職給与などの引き上げ反対を求めての御質問でございますが、人事院勧告とは、国家公務員や、国家公務員の給与や勤務条件に関する勧告でありまして、人事院委員会勧告は、地方公務員の給与や勤務条件に関する勧告であります。人事委員会を持たない本村を含む各自治体は、国からの人事院勧告を基に、都道府県の人事委員会の勧告に沿って、これまで大和村としても職員の給与改定や特別職の期末手当における率の改定を行ってきたところでございます。この度の県議会におきまして、県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について条例されており、その内容に沿って、本村といたしましても、次回議会へ補正予算を含む議案を上程したいと考えているところでございます。議員の御質問にありますように、令和6年度の決算でも厳しい状況になっているところでもございますが、これまで職員の自助努力によりまして、我々としましても基金を積むことができたところでもございます。現在の社会情勢によって、いろいろと制度も、職員の待遇も変わってきたところではございますが、我々もしっかり財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもございますので、議員の御理解をいただければというふうに思います。

次に、3点目の集落活性化に向けた地域おこし協力隊の配置を求めての御質問でございますが、現在、本村における地域おこし協力隊の活用に関しましては、村政運営全般において明確に職員だけの対応が困難で、外部人材の力が必要な部門を見極め、募集を行うこととしており、その活動の範囲は一部の集落を対象としたものではなく、村全体を対象として考えております。集落に配置することとなった場合には、配置を希望する集落が協力隊に何をどのような活動、役割、業務を求めるとかを明確にする必要がございます。現在、地域おこし協力隊制度において、受入側の求める活動が明確でなく、曖昧なことから、隊員が赴任地でやりたいと考えている活動とのギャップが生じ、隊員のやる気、やりがいなどモチベーションの低下により、任期途中で退任するケースが発生していることが全国的な課題となっているところでもございます。このようなことから、協力隊の配置を求める集落がございましたら、まず、どのような活動、人材を求めるとかを明確にさせていただく必要がございます。本村でも、特に人口減少の著しい、戸円、名音、志戸勘、今里集落からは、4集落連盟にて、令和7年11月28日付で地域おこし協力隊配置に関する要望書を受けておりまして、協力隊に対しまして、求める活動、役割、業務を示していただいておりますので、協力隊配

置に関する協議、検討を進めて、進めさせていただければというふうに考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

対馬丸プレート設置に、引き続いて実施をしていただけるということで、ありがとうございます。

今年度の地元紙で報道がありましたけれども、那覇市の対馬丸記念委員会が主催をしている、対馬丸平和継承プログラムに参加をした沖縄の小学生、今年は本村の文化協会会長の中山昭二会長の案内で大和村を訪ね、今里の海岸と西部地区の村長がおっしゃった3集落の区長が要望している海岸、建立を要望している海岸で追悼を行っております。そこに参加をしてくれた沖縄の小学生のコメントが、物は長く残り続けるが、言葉は忘れると消えてしまう。だから、慰霊碑の建立はすばらしい。これ、宇検村のことを言っておりますけれども、と語ったことが新聞でも報道されております。未来世代の子供たちがこのように感じていることは、私たち大人にとっての大きな示唆だと思います。形に残すことで継承や発信につなげることができると思います。戦争を絶対に風化をさせないために、いつでも、誰にでも見える形にしていくことが重要だと思います。そういった意味でも、このプレート設置、要望した区長さん、また、対馬丸関係者の方々との調整を早く、急いで行ってもらって、整備を実施してもらいたいと思いますが、スケジュール感はどのようになっていますか。

#### ○住民税務課長（直島秀治君）

現在、ただいま村長の答弁にありましており、対馬丸の悲惨な悲劇、歴史を次世代の子供たちに語り継ぎ、それを絶やすことなく教育をしていくことは最も大切なものと私も感じております。これにつきましても、モニュメントに関しましても、今現在、有識者の方から意見をいただきながら、是非、平和の尊さを記した、平和を込めたもののプレートができるように、今現在、取り組んでおり、プレートに記載される文章に関しても、今、調整を図っていくところであります。実際、そのプレートの内容が決まりましたら、要望いただきました集落の皆様の意見を伺いながら、また、議会、議員の皆様にも報告を差し上げた上で、確認が決定次第、モニュメントの設置に進めさせていただきますと思っています。

#### ○7番（勝山浩平議員）

11月、直島課長にこの件で答弁、ヒアリングをさせてもらったときに、企画観光課と協議中、県の振興内容、振興事業など補助事業を調査中、中山文化協会会長にプレートの文字、言葉をですね、相談中との説明を受けておりますが、今、課長答弁にもありましたけれども、具体的に、現状、どこまで進んでおりますか。

#### ○住民税務課長（直島秀治君）

今現在、進捗状況といたしましては、我々が確認をはじめ、確認をしました、村誌の方で、対馬

丸の歴史というのを拝見いたしました。その中で、また、中山氏の方から意見をいただき、また改めて当時の記録等を精査した上で、先ほど申しました、村誌の方では18体の遺体という記載がなかった、しかなかったんですけれども、調べていくあたりには、鹿児島県の慶徳校歌ですかね、電報の方に大和村から27体の死者への漂流という新たな歴史が出てきましたことにより、もう少しちょっと調べることができれば、新たな歴史というのを記載した上で、まとめた上で、また、そのプレートの方に載せていきたいと思っています。また、これには多少時間がかかることと、また、その記載内容といたしましても、先ほど私が言いました平和の尊さと、平和の願いを込めたもので、また、平和学習に関しましても皆様の教育になれるようなプレート作りをしていきたいと思っていますので、これは重要なこととして、私も認識しておりますので、早急な対応ができるように進めてまいりたいと思っています。

#### ○7番（勝山浩平議員）

最初に私がこの話を聞いたのは名音のもう大先輩でした。埋葬に携わった方の娘さんで、遺体が、漂着した遺体が、もう傷んでいるので、臭いが激しくて、焼酎に浸した手拭いを、でお口をおさって埋葬したという話は聞いております。ほかの先輩からもこういった出来事が、戦争の事実があった、近くであったということを受け継いでいかなければいけないということがありまして、たまたま、もう3集落の区長さんもですね、そういった思いがあって、一般質問とさせてもらったんですけれども、最初に話を聞いた方、大先輩の方は、今、もう大和の園のお世話になっていたり、亡くなっている方もいらっしゃると思います。ですから、急いで、是非、整備を進めていただきたい。また、こういったモニュメントができることによって、平和教育の一層の推進。また、これを通しての交流。今、本村が推進をする関係人口、もう一個、何でしたかね、移住、移住、関係人、定流、交流人口の増加にもつながっていきますので、いくと思いますので、なるべく早い整備を求めたいと思います。

では、次に移ります。人事院勧告の特別職の給与等のアップの反対ということなんですけれども、ちょっと村長の壇上の答弁には分かりにくかったんですが、鹿児島県と同じような対応を本村も、今後、行うということですか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

特別職の期末手当の率の改定に関しましては、鹿児島県と同様に、人事委員会の下にですね、上程されている内容に沿って率の改正を行いたいという考えでございます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

鹿児島県は特別職は給与、期末手当だけ、今回、増額をしているんですけれども、では、今後、3月議会でしようけれども、特別職の期末手当を、これまで3年連続上げていますが、同じように4年連続上げていくということですか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

そのとおりでございます。今回、国の人事委員会からの勧告、そしてまた、県の方でも0.05月

分、今回、期末手当の率が上がっているようでございますので、それに沿った形で上げる予定ではございます。

○7番（勝山浩平議員）

議会議員も特別職ですから、以前も提案させてもらいましたけれども、議会議員は別として、村長等と含めないでやってもらいたい、議案にしてもらいたいという提案をさせてもらいましたが、議会に関してはどのように考えておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

議会議員の皆様におかれましてもですね、同等の0.05月分のアップした期末手当の率で上げようという考えでございます。

○7番（勝山浩平議員）

言葉足らずでした。今は特別職という一つの条例の中での改正を行ってあげておりますよね。当局の特別職と議会議員としての特別職を分けた条例、新たに作らなければいけませんけれども、別々に上程してもらいたい。議会は議会で判断しますからというような提案なんですけれども、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、直近のこの人勸における上程に関しましては、今年の3月にですね、勝山議員がおっしゃるとおり、特別職といたしまして、村長と、そして議会議員の皆様をまとめた形での上程とさせていただいたところでもございます。今回、お話があるようでございましたら、特別職は、こちらで言う特別職は特別職、その他、村長、副村長、教育長ですね、含めて、医師また獣医師、そちらの上程、そしてまた、議会議員の皆様の上程、また、別で上げることもできるところでもございますが、その前にもですね、今回こういった内容で、人事委員会、そしてまた、人事院、そして、人事委員会からこういった内容ですという資料をですね、また、議会事務局を通して、こういった内容でございましてというのを年内には分かりやすい資料をあげたいと思いますので、そちらの方でも、また、議会議員の皆様のお判断の一つの材料としていただければというふうに思うところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

財政状況ですね、本村の。壇上の答弁にもありましたが、繰り返しますね、6年度の決算ですね。実質単年度収支がマイナス2億2,500万、基金を崩さないと言えないという状況。6年度だけが基金を崩したわけではありませんけれども、その他の悪化要因もあるんですよ。経常収支率は92.7、前年度よりかは悪化をしております。この結果は県内の43市町村の中ではワースト4位です。地方債残高、近いところの過去の数値を調べましたら、令和元年度36億3,400万円、村の借金ですね。令和6年度47億5,000万円、11億1,600万円、借金が、村の借金が増えております。初日の補正予算等でも質疑をさせてもらいましたが、今、大和の園の経営が大変厳しい状況に陥っておりますが、こういった厳しい状況の中ですね、特別職ですよ、特別職の給与や期末手当は上げるべ

きではないと考えますが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

我々は給与を上げる予定じゃございません。期末手当だけの人勧の勧告の中で、職員が給与が上がって、期末、勤勉が上がっていく。そして、特別職は期末が上がるということでございます。しかしながら議員の質問は、我々も理解はしますけれども、我々の特別職だけの削減だけじゃ、今の財政状況を言われますと、とてつもない、我々はもうちょっと踏み込んだことをしなければならぬというふうに思うところでもございます。これは、やっぱり身分をしっかり守っていくための努力をしながら、我々も財政運営をしていかなければならぬというふうに思っておりますので、先ほど議案、議員の方から提案がございました、議員とそれぞれ別にするという条例も必要かも分かりませんが、これは特別職の扱いを、みんなで同等な形でやる、やらないを決めてもらうということが、これまでの私は流れで条例が一本化されていたんじゃないかなというふうに、私の思い込みかも知れませんが、やはり財政が厳しくなると、やはり職員全部が一緒になって、やっぱり犠牲を払いながら村のためにやっていくことが、私は筋が通るのではないかなというふうに思います。我々も、自分たちだけが恵まれた環境を目指しているわけではございません。みんなで分かち合いながらしっかり村の状況を、それだけ厳しいということを御指摘なさるのであれば、議会の皆さんとそれぞれで協議をさせていただいて、今後、どういう形でしていくかということが、また皆さんとの協議をなされれば、私もありがたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

議会とも協議ができればという提案がありましたけれども、いかがですか。協議をしてみませんか。

○議長（藏 正議員）

私ですか。それは協議はしてもよろしいと思いますよ。

○7番（勝山浩平議員）

村長、給与はあげない、期末手当はあげるんだということでしたけれども、同じ、財源は一緒ですよ。特別職の、何か国から国等からの交付金とか、給与のですね、私たちの、あるのかと前に伺いましたら、そういったのはないということでありました。率先垂範という言葉がありますけれども、そういったのを示す上でも、私たちはあげませんよというのを示していくべきではありませんか。村長、よくおっしゃいます。行財政、健全財政化の必要性、確立という言葉がありますけれども、今回、期末手当だけあげるんだというのは、整合性、この発言と取れないと思うんですね。本村の財政状況を考慮してもですね。そういった、よくおっしゃる言葉との方針との矛盾が生じませんか。その整合性というのを説明してもらいたい。

○村長（伊集院 幼君）

これは整合性と申しますが、やはり行財政改革というのは、その我々が賃金を上げる、その、ということとは、また、ちょっと筋が違うんじゃないかと。我々は行財政改革というのは、全体的な

予算の中で、そして、進める方向性をどう削減して、いい事業をとってくるかというのが、私は行財政の改革の一つの柱だというふうに思います。ですので、大和村だけが先駆けて、この、やらないということは、私が前回の議員の質問にも答えましたように、やはりほかの自治体とのやっぱり状況をやっぱり見ながらしていかないと、それはやってない自治体もございます。しかしながら、我々大島本島内での自治体、大島郡島内での自治体の状況を見て、我々も、前回もほかの首長との話をしながら、どういう形でやっていくかというのは、それぞれの自治体の財政状況もあるだろうし、一方的に自分の自治体だけが進めていくのはいかがなのかということもあるんじゃないかなというふうに思っております。それは、やっぱり私たちが財政状況を見ながらやっていくのは当然のことだと思っておりますけれども、全般的な、全体的なやっぱり状況を見ながらの判断も、私は必要ではないかということで、今回、このような答弁をさせていただきました。それについては、また今後、議会の皆さんとの、また、協議ができれば、我々も、今後、どういう方向で進めていくかということが示され、示していくというか、方向性が見出せるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことで御理解をいただければと思います。

**○7番（勝山浩平議員）**

村長がおっしゃる行財政改革というのは、いい事業、高補助率というのを、事業を探してきて、それを導入していくということなんですか。他の市町村、周りの自治体と肩を並べていくということなんですか。

**○村長（伊集院 幼君）**

事業だけが持ってくるんじゃないくて、我々はそのいい起債を使ったり、村の負担が少なくなることも考える中で、全般的に、財政運営に支障がないようにやっぱり運営をしていくということだと思います。そして、全部が全部、みんな、横と、横並びするということじゃなくて、私は人勸においては、やっぱり周りの状況を見ながらやっていかないといけないんじゃないかということで、今、私は答弁させてもらっておりますので、そういうことで、我々は給与を上げようとか、そういうことじゃございません。ただ、人勸に合わせた形での進め方を、今、答弁をさせておりますので、そのように御理解いただければと思います。

**○7番（勝山浩平議員）**

初日の議会の補正予算で、大和の園の話を見せてもらって、会計年度任用職員がリストラ、解雇や減給を心配している声があるということをお伝えをしましたが、では、本村のその財政改革というのは、人件費、会計年度任用職員の人件費等には触らずに、知恵を出し合って、いい起債やいい補助事業を行っていくことで対応していく、図っていくということによろしいですか。給与等には手をつけないということによろしいですかね。

**○総務課長（政村勇二君）**

会計年度任用職員の給与に関しましても、我々、一般行政の行一という給料表に並んでやっております。そういった中で、今回の人事委員会における勧告が上がることによって、会計年度任用職

員の年収も自動的に上がっていきます。そういった中で、そのリストラの話が出ましたけれども、確かに会計年度任用職員は年度ごとの採用と、雇用となっておりますが、昨年、うちの一般職員組合における内容、中にもですね、会計年度任用職員が組織化されまして、当局との話し合いの中で、いろんな労使交渉もできる環境にありますので、そういった中では、我々がそういったリストラするということは考えられませんけれども、それと同時にですね、我々職員も人事評価制度を実施しております。これは、さすがに人事評価における内容においては、厳しいことを言えば、降任があったり、逆に言えば、昇格があったりということもありますので、そういった運用においても、会計年度任用職員においても、今、人事評価を行っているところでもございます。その中でも、その昇格幅によっては関係してくると思えますけれども、その人件費におきましては、確かに年度ごとに離職される会計年度任用職員の方もいらっしゃいますので、そういったところにおいては、我々のリストラという状況ではなくて、どうしても民間がいいと御判断される状況の中での会計年度任用職員の方々においては、我々は止めることもないというところでございます。給与表においては、上がることはあっても、また、人事院勧告によっては下がるパターンもございまして、そういったところでの御理解をいただければというふうに思います。

#### ○7番（勝山浩平議員）

ありがとうございました。やはり会計年度任用職員、1年の雇用期間で不安で、不安定ですので、是非、その会計年度任用職員の、生活がもちろんありますから、処遇もしっかり守っていただきたいと思えます。ありがとうございました。

では、今回の人勧にしたがって4年連続上げることでありましたが、では、あげた場合、特別職、それぞれの年間の額、年額、共済費含めて幾らになりますか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

この度の令和7年度の人事院勧告における特別職の率は、先ほども申し上げましたが、0.05月分上がるというところでございまして、年で言いますと3.5月分になるわけでございますけれども、令和6年度、これが3.45月分でございます。年収といたしましては、村長で4万1,855円、副村長で3万3,000円、教育長で3万1,185円、議長で1万6,549円、副議長で1万3,634円、そのほかの議会議員の皆様におかれましては、1万2,397円が、現在の年収からアップするというところでございます。また、共済費におきましては、県共済組合の事業によって率が毎年変わるものでございますけれども、負担金といたしましては、現在、令和6年度の実績で言いますと、村長で374万2,680円、副村長で393万1,959円、教育長で372万2,183円となっているところでございまして、議会議員の皆さま、こちら全員、8名全員の令和6年度の共済費の実績といたしましては、566万760円となっているところでございます。

#### ○7番（勝山浩平議員）

これも、言葉足らずで申し訳ありません。令和5年3月の議会で、今まで行財政改革で1割カットしていたものを元に戻しましたよね。今回の期末手当の増額でアップする分だけではなくて、毎

月の給与、含めた、それぞれの特別職の年収としての額は、今回、上げた場合に幾らになりますか。

○総務課長（政村勇二君）

大変申し訳ございません。私、資料の方で、特別職の給与の分しかちょっと計算していないものですから、そこだけ答弁させていただければと思います。今回、上がった場合の年2回の給与にしましては、村長で292万9,850円、副村長で231万円、教育長で218万2,950円、議長で115万8,464円、副議長で95万4,414円、そのほか議会議員の皆様で、各86万7,790円と、すいません、これは年2回の給与での年額となっております、すいません、その年収につきましては大変、現在、資料を持ち合わせておりませんので、のちほどまたお知らせしたいと思います。

○7番（勝山浩平議員）

また、あとからでも、是非、教えてもらいたいと思います。人事院勧告ですね、これまでは3年連続プラスで改定をしておりますが、その議案書にですね、人勧に基づいてと記されているんですよ、どの議案書にも。特別職は人事院勧告の対象外ですが、そのことは知っていますか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに、まずは人事委員会、人事院勧告に関しましては、国家公務員の給与等の勧告でございまして、今回ですね、先ほど、一番最初に私が答弁した内容にありました、資料提供をしたいというお話をした、答弁させていただきましたが、分かりやすい資料が、今回の200、ごめんなさい、臨時会、12月8日の日にですね、国会に提出された資料の中で、やはり特別職のこの3.5月分という数字がある資料がございましたので、そちらはまた、後ほど、一般職員の分もあるんですけども、それに基づいて、多分、県の人事委員会の方も、知事等の改定に至ったものだという資料がございまして、そちらはまた、後ほど資料提供させていただきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

本村は特別職等の報酬審議委員会がありますよね。特別職は、人事院勧告、また県人事院、委員会の勧告の対象外であるから、この審議会があると思うんですけども、この審議会に基づいて特別職の給与等を判断をしていくべきではありませんか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに大和村の特別職報酬等審議会条例と、そういったことの内容だというふうに思います。その中で、今年の3月のその人事院勧告に基づいたところでも、一度、説明させていただいたと思うんですけども、そちらの条例の第2条にですね、村長は議会議員の報酬の額並びに村長、副村長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ当該報酬等の額について、審議会の意見を聞くものとするという条文がございまして、解釈の内容でございまして、その議会議員の報酬の額と言いますのは、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例、こちらで議長が幾ら、副議長が幾ら、議会議員の皆様が幾らという、これは給料ではないので、報酬という形で額を決めさせていただいております。また、村長、副村長におきましても、村長、副村長等の給与に関する条

例の中で、その額が決められているところでございます。実際、その額の変更がある場合には、この審議会を開ければ、開かなければいけないという解釈で、今回、期末勤勉、失礼しました、期末手当の率の改定においては、審議会を開いていないというところでもございます。

○7番（勝山浩平議員）

これ、以前にもいろいろこう質疑応答しましたけれども、解釈の問題あると思いますけれども、給与等となっているんですよね。そういったのも含めてですね、1回、議会側としっかりと協議をさせてもらえたらなと思います、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

その給与等というのが、ちょっと審議会条例の中で、私、入っていなかったものですから、そこはまた後ほど、どこの条文の給与等ということを言われているのかというのを、また、確認させていただきたいと思います。

○7番（勝山浩平議員）

人事院勧告に従わなくてもいいんですよね、特別職は。全体を見ると、その町、自分の自治体の財政状況を見て、期末手当や給与のアップを見送っている自治体もありますが、本村もそのような率先垂範、率先垂範をする取組をするべきではありませんか。再度伺います。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃることはよく理解はするわけでございますけれども、私が先ほど答弁したように、別に自治体の判断で、我々はほかのところやっているからやるんじゃないかと、やっぱりほかのところとしっかり、我々は情報を共有しながらやっていくためにも、人事院は、私、それはちょっと認めていただきたいというのが私の思いでございます。やらないとかやるとかというのは、やっぱり皆さんとも、もう少し、先ほど私が答弁したように、先の給与等という解釈の問題と、これからどうやっていくんだということは、また、議会の皆さんと、いろいろと協議をさせていただければということでございますので、そういう形で御理解をいただければと思います。

○7番（勝山浩平議員）

特別職の期末手当等は上げていくわけですから、是非、先ほど申し上げました、会計年度、会計年度任用職員ですね、そういったふうな処遇はしっかりと確保してもらいたいと思います。

地域おこし協力隊の配置ですね。国勢調査の集計値が明らかになっておりますが、前回の調査と比較をして、集落別の人口の増減数と増減率はどのようになっていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

令和7年度の国勢調査におきまして、速報値の方が出ております。前回、国勢調査、令和2年時の数値と比較をいたしまして、集落ごとにございますが、国直集落につきましては、人口6名増、湯湾釜集落4名減、津名久集落8名減、思勝集落3名増、大和浜集落8名増、大柵集落22名減、大金久集落7名減、戸円集落25名減、名音集落2名減、志戸勘集落2名減、今里集落23名減となっております、全体での増減率につきましては、マイナスの5.89%となっております。

○7番（勝山浩平議員）

結果、教えてもらって驚いたのはですね、西部地区は多少減っているだろうと思いましたがけれども、大棚集落なんですよ。マイナス22となっております、驚きました。今、このような、先ほど答弁をしてもらった数値を見て、それから、どのような傾向が見て取れますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり西部地区の方につきましては、戸円、大棚も含めてですが、大棚以西マイナスになっているところがございます、こちらの方での人口減少対策というのは必要であるというふうを考えております。

○7番（勝山浩平議員）

また、集落別の高齢化率はどのようになっていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

集落別の高齢化率でございますが、65歳以上、国直集落35.45%、湯湾釜集落41.11%、津名久集落40.98%、思勝集落35.46%、大和浜集落38.34%、大棚集落42.48%、大金久集落47.06%、戸円集落78.57%、名音集落36.11%、志戸勘集落50.00%、今里集落48.57%、村全体で見ますと42.51%となっております。

○7番（勝山浩平議員）

西部地区のやっぱり高齢化率がですね、その村平均よりか高いんですよ。これも同じく、長々と本当、数字を答弁していただいてありがとうございました、申し訳ありません。この高齢化率の各集落別の数値を見て、同じくどのような傾向が見られますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり平均をいたしまして、西部地区の方が高齢化率は、こちら、東部地区と比較いたしまして高い状況でございます。これもやはり少子高齢化というものが現れてきている数字だというふうを考えておりますので、それに対する対応というのを図っていかねばならないというふうを考えております。

○7番（勝山浩平議員）

戸円集落は大和の園がありますから、正確な数字ではないと思うんですけども、よく当局が人口の減少が緩くなったと説明をすることがありますが、確認ですけども、集落ごとに偏りがあるのではありませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

申し訳ございません。今回、私の持っている数値の中で、集落ごとの人口減少率の比較という数値は、今、持ち合わせておりませんので、村全体としての数値ということで、御説明をさせていただければと思います。平成22年から27年にかけての国勢調査。27年国勢調査におきましては、人口1,765名から1,530名、マイナスの235名、人口減少率に換算しまして、1年あたりマイナスの2.7%となっております。平成22年から令和2年にかけてでございます。1,530名から1,364名、マイナス

の166名、人口減少率マイナス2.2%、今回、令和7年度、令和7年、令和2年から令和7年にかけての人口減少でございますが1,364名、令和7年国調速報時でございます。1,290名、マイナス74名、人口減少率マイナスの1.11%ということで、人口減少率の方につきましては緩和をしてくれているという数値が出ております。

○7番（勝山浩平議員）

空き家と廃屋数の推移、推移とかは事前にお伝えしてありませんから、分かりませんよね。作ってきたんですけども忘れてしまって。概要を言いますと、今里集落と戸円の空き家と廃屋の増加が50%、1.5倍とか1.7倍とか、大棚も高かった、1.5倍だったかな。それぐらいあったんですけども、資料を忘れて、申し訳ありません。西部地区の空き家、廃屋の増加率も高まっているんですよ。そして、そういった危機感があって、今回、先ほど説明がありました3集落の区長が連名で協力隊員の配置を要望していると思います。また、本村の集落の9月、豊年祭、敬老祭がありました。西部地区の会場で、村長の方から大金久戸円間トンネル整備が決定をしたという報告がありましたけれども、現状はどのようなものですか。

○村長（伊集院 幼君）

これは、県のプロジェクトが事前にもう示されたということだけで、多分、来年度の予算が上程されたときに公表されるものではないかというふうに思っておりますので、我々もその状況を見守りながら、県との協力体制を、今後、つくっていきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

村長、ありがとうございます。この長年ずっと要望してきて、やっと実現の可能性が出てきて、大金久戸円間トンネルの開通というようなですね、今回、要望書をあげた西部地区の集落の活性化にとって、絶好のチャンス。開通するまでに、いろいろ集落の魅力を高めていけば、移住、人口維持につながっていくものと考えますが、村当局の見解を伺います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはりトンネル開通による移動利便性の向上というものは、移住、定住を促進するのにあたって重要な要素になってくるというふうに考えております。やはり、一つ山を越えなければならない移動の心理的負担、時間的負担、そういったものはやはり生ずるものというふうに考えております。そういった負担感がトンネル開通により軽減されることにより、西部地区での移住定住の促進というものが図られてまいるというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

西部地区から集落連盟で要望があったので、協議をして、配置を協議をしていきたいということでありましたが、大体いつぐらいですかね。盛り上がっているときに仕掛けをしないと、また、熱が冷めていくと思うので、どれぐらいで配置にもって、配置について結果が出せるのか。もちろん応募をしなければいけないので、すぐすぐ来るわけではないでしょうけれども、村としていつぐらいに始めたいと考えておりますか。

#### ○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり今回、4集落連名で要望書の方を受け付けております。その中で協力隊に対する役割。どのようなものを望んでいるのかというものもお示しいただいております。やはりその部分について、集落の方とより深い協議をさせていただきたいというふうに考えております。実際に、今、お示しいただいておりますのが、交流、関係人口について、地域資源の活用、コミュニティサポート、移住定住、そして、情報発信などというふうになっております。柱を示していただいている状況でありまして、より一步踏み込んだ、じゃあこの柱を取り組むのに当たって、集落としてどのようなお考えをお持ちであるのか。そういったものの確認ですとか、4集落、連携をして行う、そのような地元での組織体というものも、組織をしていきたいというのも考えております。早めに、我々としても対応したいというふうに考えておまして、年明け1月中ぐらいには、1月、若しくは2月中には、集落、4集落の方との協議の場というのを持たさせていただいて、具体的に、どのような人材を実際に求めていくのかという人材像を明らかにした上で、我々も募集の周知広報、そういったものをかけていきたいというふうに考えております。

#### ○7番（勝山浩平議員）

ありがとうございました。是非、お願いいたします。

最後にですね、総務省が昨年度から地域おこし協力隊への募集、採用方法に関して、自治体に助言するアドバイザー派遣制度を強化をしております。そしてまた、加えて、現在、鹿児島県の副知事には、地域おこし協力隊など地方創生の推進に注力をされてきた総務省の官僚が就任をされております。是非、そういった制度や副知事などの支援を仰ぎ、本村として地域おこし協力隊の活用を積極的に推進をしていくべきではないかと思いますが、今回の西部地区のみならずですね、ほかの集落からも声が上がれば、是非、導入、配置を検討してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり制度の方について、より熟知をしていらっしゃるアドバイザーの方からアドバイスをいただくというのは重要なことであると思います。やはり協力隊の任期3年間の中で、どのような仕掛けづくりをしていくことによって、協力隊の活動が躍進するのか。そういった部分についても、知見のある方からのアドバイスというのは、いただいかなければならないというふうに考えているところでございます。ほかの集落から、集落への協力隊員を配置につきましても、今回、4集落連名で出されたような具体的な役割、どのようなことをしていただきたい。どのようなことを地域と連携をしてやっていただきたい。このような人材増を求めたいんだという具体性を持った要望をしていただきたいというふうに考えております。そのような要望書が出てまいりましたら、我々としても検討を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○7番（勝山浩平議員）

ありがとうございました。終わります。

○議長（藏 正議員）

これで7番、勝山浩平議員の一般質問を終わります。

次に、2番、市田実孝議員に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝議員）

2番、市田実孝が一般質問を行います。

質問事項1、大和中にバス待合所設置の必要性はないか。

その1、クラブを終えた学生は、バスの出発まで側溝横のブロックに座ったりして校門の近くで待機している状況にあるが、屋根付きの待合所、集合場所を設置できないか。

2番、見送る校長先生はじめ、数人の先生方も行き交う交通車両を気にしながら、道路上で常に生徒を見守り、車両に気をつけている状況にあるが、保護者等から要望は出ていないか。

3番、クラブ活動者は何名か。雨天時など、クラブ後、体を冷やしてバスを待つ状況にあるが、バス通学者は、現在、何名いらっしゃるのか。

4番、生徒の健康、安心・安全は、各集落、バス停まで送り届け、万全に保護していく必要があると思うが、問題はないか。

大きな2番、集落対抗ソフトボール大会におけるベンチの設置について、集落対抗ソフトボール大会は、今後も続けていく予定にあるのか。

2番、小雨等雨天時、選手の待機者、観客者のための屋根付きのベンチ設置は検討できないか。

以上、壇上より申し上げまして、あとは自席にて質問させていただきます。

○教育長（中山恭平君）

皆さん、こんにちは。答弁に入ります前に、教育長に就任しまして、初めての一般質問になります。真摯にお答えしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

市田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の大和中にバス待合所設置の必要はないかの1番目、屋根付きの待合所、集合場所を設置できないかの質問でございますが、議員の御指摘のとおり、部活動終了後に、生徒たちが路上や校舎周辺で待機している状況については、承知しているところでございます。現在、学校では校長をはじめ、教職員の皆様に御協力いただき、生徒が安全にバスを待てるよう、特に、雨天時には校舎玄関前で待機させた上で、バスの到着に合わせて乗車場所まで丁寧に誘導するなど、見守り体制を整えているところでございます。また、道路上での危険が生じないよう、安全指導も継続して行っているところでございます。教育委員会といたしましても、スクールバスの運行スケジュールの調整に努めながら、学校としっかりと連携して、生徒の安全な登下校の確保に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。こうした現在の学校での対応や安全確保の状況を踏まえ、スクールバス待合所の新たな設置につきましては、現時点では早急な整備を求められる状況ではないものと認識、認識しております。但し、今後の状況の変化や新たな御意見等がございましたら、その都度、しっかりと状況を確認しまして、必要に応じて検討してまいりたいと思っ

いるところでございます。

2番目の保護者等から要望は出ていないかの質問でございますが、学校側への要望及び教育委員会側への直接的な要望等は、現時点では届いていない状況でございます。

3番目のクラブ活動は何名か。雨天時などクラブ後、体を冷やしてバスを待つ状況にあるが、バス通学者は、現在、何名いるかについてでございますが、部活動の人数につきましては、水泳部が7名、ソフトテニス部が10名、バドミントン部が10名の合計27名でございます。登下校時のスクールバスの利用者は、今里方面が16名、国直方面2名の合計18名でございます。今後も、雨天時など、部活動で待つ、待つ生徒たちの健康、安全面に留意しながら、適切なスクールバスの運用に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の集落対抗ソフトボール大会におけるベンチの設置についての御質問でございますが、本村の集落対抗ソフトボール大会は、地域の皆様の交流の場として毎年開催されておりました、多くの方に御参加いただいているところでございます。令和8年度についても、大会の実施を予定しているところで、ところであります。雨天時の選手や観客の待機場所として、屋根付きのベンチを設置できないかという点につきましては、現在、大会会場として使用している中学校のグラウンドでは、3塁側に保健体育の授業などで使用する鉄棒が設置されておりました、設置されていることなどから、常設のベンチを新たに設置することは難しい状況でございます。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、小雨などの際に待機できる場所の確保は大切なことであると認識しております。このため、今後はソフトボール連盟とも相談しながら、大会準備の段階でテントを設置するなど、雨天時でも安心して過ごせる試合の環境づくりに努めて、ついて検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁させていただきたいと思っております。

○2番（市田実孝議員）

ただいま、教育長から丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

村内の中学校が統合されまして、何年になりますか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

平成23年に統合されたと思っております。14年が経過している状況でございます。

○2番（市田実孝議員）

14年が過ぎましたけれども、このスクールバス発着場ですね、整備について、私の方でちょっと調べさせていただきました。文科省の資料ですね、ちょっと開けてみますと、統合、その前にですね、この学校のあり方検討委員会の方が多分14年前に設置されたと思うんですが、この中で14年前のあり方検討委員会に関わった方としては、副村長、村長辺りしか覚えがもうないかも分かりません。先般、12月1日に住用の方が投稿されております。大和村と喜界町は早々にあり方検討委員会で設置されて、減少する子供のために合併をなさって、いいですねってことがここには載っている

んですよ。そして、私たちの方も、何とか遅きにあらず検討すべきじゃないかってことを、ここに載っているわけですね。それには学校開設準備を早々に始めたほうがいいんじゃないか。今朝の新聞でも龍郷町が統合に、新聞が載っておりましたよね、新聞が。それでですね、このあり方検討委員会というのを調べてみますと、文科省の資料によると、統合に伴い、多額の費用等がいるということで、文科省、スクールバス車庫整備、維持管理、通学バス、回転場整備、スクールバス乗り降り場所における駐車場設置とか、いろんな国の補助対策があるわけですよ、統合に関してですね。副村長、その当時ですね、この、こういった予算をあり方検討委員会で整備するようなあれで、予算を使ったような覚えはないですか。

#### ○副村長（仲新城長政君）

もう20年前ぐらいになりますので、私の記憶も曖昧になっているんじゃないかと思えますけれども、あり方検討委員会の中ではですね、そういった予算面な補助事業についてはですね、バスとか車庫とかですね、そういうのはなかったんじゃないかと思えます。そのあり方検討会におきましては、5年ぐらい経過をかけ、統合に至った経過もあります。その中でいろいろ問題にもなりました。小学校の分校を含めてですね、統合とかいろいろありましたんですが、中学校一校というような統合に至って、現在に至っているところです。以上です。

#### ○2番（市田実孝議員）

私たち思勝地区の住民はですね、その長溝地区に農地とかあるもんですから、夕方畑に水にやりに行くとか、多くの方がそこを通るわけですよ。そうしますと、子供たちがですね、先ほどから質問にも載せたとおりですね、ブロックの上に座ってバスを待っている状況にあるわけですね。ほかのクラブの子供たち、終わった順番にそこに集まっている。まだ終わらない生徒などは呼ばれているわけで、おい、もうバスが出発するよということで、校庭の向こうから走ってくるわけですよ。このバス通学、郵便局が点呼不十分で行政処分を受けましたです、今年ですね。それ総務課長、覚えてます。郵便局が点呼不足で。

#### ○総務課長（政村勇二君）

私の中ではニュース報道ぐらいのレベルでの認識でしかございません。

#### ○2番（市田実孝議員）

この点呼というのはですね、酒を飲んでいるのか、飲んで郵便局の車を運転しているのか、記録もなかったわけですよ。それで、国の方から、国交省からですね、ちょっと待ったということで処分を受けたんですよ。半年ぐらいかかりました、会場までですね、国交省から。このスクールバスのこの点呼に関して、管轄は教育長ですか、教育委員会ですか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

スクールバスに限らずですね、役場の方でも各課、局、園、所において、公用車が60台ほどございます。そこにおきましては、このアルコールチェックの制度が数年前から始まりまして、乗車する前、そして、終わったあと、必ずチェックをするようにというところで、各管理職に依頼をし、

全課において、その各課の持つ公用車の運用に関しましては、各課で、課長でチェックしている状況でございます。また、その保存期間に関しまして、必ず1年は保存しなければならないと、運転管理者の講習会で受けておりますので、その資料については、全て総務課の方で取りまとめて過去の、過去1年分の資料は保存している状況でございます。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

付け加えまして、バスの運転手につきましても同様であります。今里方面の送迎があることから、7時前には役場から出発をしている状況です。その前に、機械を通してアルコールのチェックをいたしまして、車両の運転日誌の後ろには、その結果を必ず貼ってですね、毎日、こちらに報告を上げていただいている状況でございます。

○2番（市田実孝議員）

もちろんこれは問題もなく、私はされているものだと思います。ちょっとですね、その資料を調べてみますと、学校保健安全施行規則第9条の2により、学校においては、児童・生徒の通学や学習のための、移動のための自動車を運行する際、児童・生徒の乗車、降車の際に点呼するようになっていると、義務付けられている。これは間違いないですか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

はい、間違いございません。

○2番（市田実孝議員）

学校ではですね、バス、乗る場合には点呼しなさいと書いてあるわけですよ。これは義務ですよということを書いているんです。この、先ほどのバスの運行に対する点呼の仕方とは違って、子供たちの点呼ですね。点呼のあり方というのまで調べたんですよ。点呼はどのようにして点呼しているのって言ったら、点呼のあり方、子供を並べると、1から15まで、15人、並べると、1から15まで番号を言うとか、名前を言うとか、それが点呼のあり方ですよということが書いてあるわけです。そうする場所がないわけですよ、この学校には。大和、統合。統合された学校というのは、ちゃんと集まる場所を造っているわけですよ、バスに乗る前に。現実にそういう場所がありますかということをおし言いたいわけです。統合された学校では、ちゃんとバス停というのを造って、クラブを終えた子がそこに並ぶと。日本の文化で、文化ではですね、売れているお店とか、駅とか空港とか、全て並びます、日本人は。それが日本の文化で、外国人はびっくりするわけですよ。整然と並ぶんだって、日本人は。飯を食べるとにしろ、割り込むやつは誰もいないと。これがこの点呼によって、日本の文化は先生方が点呼する場合、小さい頃からそういう教育をしているもんだから、日本人は並ぶもんだということをおし言われているわけですよ。今の状態では、大和校は、この点呼がどこでやっているかも分からない。やっていますよと言うかも分からないけれども、校庭から走っているわけですよ。そして、子供たちはブロックの上に座っているわけですよ。果たしてそれがいい防犯なのか。将来の子供たちを、日本人をつくるための教育が、本当に私はされているのかちょっと疑問になったもんだから、ちゃんとバスに乗る前に雨に濡れないような場所に集まっていた

だいて、そういった施設は、私は、他の学校ではそれを造っているわけですよ、統合された学校では。そこまでやるべきじゃないかということで、私は今回、あげさせていただいたんですが、お考えはどうですか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

議員のおっしゃるとおり、そういったグラウンドから走ってきたりだとか、待合所じゃない場所で待機している子供も見受けられます。しかし、玄関スペースがですね、中学校の、玄関を含め、また、庇というか、になっているものですから、そちらで点呼、議員のおっしゃるような点呼をした上で、今度からですね、スムーズにバスに誘導ができるように進めていきたいと思っております。

○議長（藏 正議員）

静かに、奥田議員、静かにお願いします。

○2番（市田実孝議員）

よろしいですか。

○議長（藏 正議員）

はい、どうぞ。

○2番（市田実孝議員）

言うのを忘れて。いうの、どうしたの。

[発言する者あり]

○2番（市田実孝議員）

忘れたの、忘れたの。どこまで言ったか、喋ったか。あのね。

○議長（藏 正議員）

市田議員、思い出してからで結構ですよ。

○2番（市田実孝議員）

いやいやいやいや。何ですか、途中から。

○議長（藏 正議員）

奥田議員、奥田議員は静かにお願いします。

○2番（市田実孝議員）

あのね、人が、人が。

[発言する者あり]

○議長（藏 正議員）

あなたに黙ってくださいとおっしゃっています。

○2番（市田実孝議員）

人が質問しているときにやっぱり言ったら、忘れますから。よろしいですか。大和校の運動場には、そういった小雨とか降る場合も、このソフトと一緒にですよ。やる場合も、退避する場所がない

わけですよ、この体育館の庇しか。私らが高校時代は下宿をしておりまして、名瀬に。そして、夏休みにですね、帰ってくると、集落の先輩方から、ナイターソフトがあるから、お前も出れということで、夏休みに帰ってきたら、引っ張り出されました。50年前から、同じ状況なわけですよ。50年間経っても、あれから50年経っても、庇も何もない。ついでに、その待合所をそこら辺に作って、そのソフトボールのですね、それを兼ねて作ったらいんじゃないかというのが私の案なんですよ。あの道からですね、同じ高さで5、6mを埋めて、バスがそこに入り込んで。そうすれば子供たちは整列してそこに、往來の車の邪魔ならなくてすむって私は言っているわけですよ。村長の肝いりのQ u r u G u r uも完成しました。車の往來も、今、増えてきています。前とは、大和中学校単独の、大和中学校だけのこの道、その頃は車両も少なかったんですよ。今、ここの役場の前の車両よりも、向こうは、その時間帯多いんですよ。それを考えたときに、そこを通ろうとしたら、そこに、ブロックの上に座っている、あの木がありますでしょう、木の間から子供たち立っているわけですよ。マナーとしては、道を渡る場合は、車が先に止まらなければいけないわけですよ。これ、渡るのか渡らないのか、そこを通る人は不安なわけですよ。もしこっちに先生が立って、こっちには子供が立っている、この子供たちはどうするんだって、通る方々は不安に感じながら、いつもそこを通っているんですよ、車両は。Q u r u G u r uに行く職員が10何名、農家とは別に増えているわけですから。そういったことを考えると、もう、そのバス停をね、校庭の辺りでも、側溝を埋めてですね、造るような配慮が私は必要だと思いますが、いかがですか。

#### ○教育長（中山恭平君）

先ほどの、生徒たちがブロックの上に座っていたり、グラウンドやプールで部活をしている生徒や校舎内に残っている生徒が、確かに市田議員がおっしゃるように、道路を行き交う状況は私たちも承知しておりますし、学校に直接行って、その状況も確認してまいりました。27名の生徒が通学や下校で使う際に、校長がきちっと誰が乗っているかを確認してバスに乗車しておりますので、それが私は点呼というふうに認識しております。また、新たな場所につきましては、今、御意見もございました。また、保護者、いろんな方の御意見もございましょうから、今日の、また、御意見等を承りまして、どういった形が、今の現状で一番いい形なのかも含めて、研究していきたいと考えております。

#### ○2番（市田実孝議員）

教育長は村民大会で、その村民体育大会ですね、諸大会を廃止する市町村があると。その中で大和村さんは、できれば私としては続けていきたいというようなことをおっしゃっていましたよね。村体で。それは私も結構なこと、いいことをおっしゃっていると聞いて、拝見しておったんですけども、この間の村体で、11秒台が出ましたよね、中学生が。びっくりしましたよね。スポーツは子供たちの発達には大切なことだと、私は一因だと思います。教育長がおっしゃるとおりだと思います。20年、30年前に100mの村体の役員で塁審をしていたときに、雨漏りにですね、スタート、塁審をしておったんですよ。そしたら今まで村長が11秒台の記録を、多分、持っていたと思うんで

すよ、100mの。もう長いこと、それを抜きしたがいなかったんですよ。そして、私は墨審と立っ  
とったんですよ。よーいスタート、ダーンとなったら、一挙に、あっという間に、雨降りですよ。  
飛んでいったんですよ、人間が。これは11秒台というの、こういうスピードなんだって、今でもそ  
の瞬間、感動しているんですよ。その記録を出したの、そこに座っている課長ですよ。あのときは  
びっくりしたんですよ。11秒1 だったと思います。スポーツというのは、今でもドキドキするんで  
すよ。人間がこんなに走る、走るんだってね。スポーツはオリンピックのチケットを買って、世界  
中どこでも行こうという人間はするわけですね。そういった11秒台という、ちょっと参考に調べた  
ら、今度の社会人の県体、3人しかいないんですよ、10秒台が。10秒台が3名、県体で。10秒71が  
1番、10秒98が3番、10秒、11秒1は4番なんですよ。これ、県体レベルで、あの雨の中走ったん  
ですよ、隣の課長はですね。だから県体を見に行かなくてもよかったですよ。私の中でありが  
たいことです。村体があれば、今回のように、旺太郎君という、産業課長の息子なんですけどね、  
11秒台を出す子が出ているわけですよ。毎日、この校庭で練習しているわけですよ。そうして、雨  
が降ったときに逃げる場所がない。体育館の庇しかない。そこにですね、ヤードでも作っておけ  
ば、体を冷やさなくて済むわけですよ。そういう国体レベルの選手が、いずれ出るかも分からない  
ときですね、私たち同僚の前田君の子供も県体で頑張っていますよ、優勝するってね。スポーツ  
で。今までどおり、別にいいよ、なくてもいいよってことじゃ私はいかないと思うんですが、そろ  
そろ考えてですね、スポーツをするために、逃げるような場所もない校庭。たかが知れて、ヤード  
を造る。それ、大した予算もかからないわけですよ。点呼をするのにもそこに集まってもらえば、  
きれいそこバスが着いていけば、バスがですね、今の道路を渡って子供たちは行かなくちゃい  
けないわけですよ。別にそこら辺、埋めたからって、使わないわけでしょ、そんな広い運動場ある  
んだから。たった5m埋めて、バスを横付けすれば、子供たちは待つ時間、濡れなくても済むわけ  
ですね。ほかの統合された学校ではそういったことまで整備をやっている状況があるということ  
ですね、調べていったら。これはすぐにはできない判断かも分かりはしませんけれども、いずれは検  
討なさった方がいいんじゃないかってことで、私は今回、あげさせていただきましたので、どうぞ  
検討のほど、よろしく願いいたします。以上で、私の質問を終わらせていただきます。以上で  
す。

○議長（藏 正議員）

これで、2番、市田実孝議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時44分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（藏 正議員）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、前田清和議員に発言を許可いたします。

### ○3番（前田清和議員）

皆さん、こんにちは。ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告してあります、令和8年度の予算編成の基本方針及び集落長屋、長屋構想の今後についての2点ほどお伺いいたします。しばらくの間、お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず、1点目の令和8年度の予算編成について。9月の定例議会において、村長より5期目に向けての村政運営の所信を聞かせていただきました。本村の財政状況を見ても、ここ数年、約80%を依存財源に頼らなければならない中、来年度以降の地方交付税においても不透明であります。そのような現状の中、村長は七つのマニフェスト、公約を掲げ、村政運営に取り組まれていかれるというわけですが、その中でも、最も村長が重要視されているものは、令和8年度の事業推進において具体的な取組、また、特色ある事業、目玉となる事業などお考えなのか、村長の答弁を求めます。

2点目は、集落長屋構想について、お伺いいたします。特別養護老人ホーム大和の園においては、築約40年が経ち、老朽化が進んでいること。また、併せて、防災面においても、海岸近くに建設されており、災害への危険性においても大変危惧されております。そのような観点から、集落長屋構想実現に向けて数年前から取り組まれています、現在の進捗状況はどのようになっているのか。また、今後の計画など、どうお考えなのか。集落長屋構想自体、今一度見直す必要があるのではないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度、質問させていただきます。

### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の令和8年度予算編成の基本方針との御質問でございますが、七つのマニフェストの中で重要視しております項目につきましては、高等教育機関との連携による関係人口の創出及び福祉政策の充実した村づくりの推進の2項目を考えております。1項目目は、高等教育機関との連携による関係人口の創出についてでございますが、本村では、主に自然環境の保全及び生物の調査研究に関する包括連携協定を令和6年6月2日に東京農工大学大学院農学研究院と締結させていただきましたが、今月17日には、麻布大学生命環境学科と同様の協定内容で包括連携協定を締結する予定となっております。これら2大学とは、アマミノクロウサギミュージアムQuruGuruを活用し、自然環境保全に関する連携調査を今年度から実施を計画しております。東京農工大学とは、奄美大島固有種であるアマミイシカワガエル及びオットンガエルの水質等の繁殖環境の主条件を把握することを目的とした希少カエル類生息域内保全事業。麻布大とは、アマミノクロウサギのロードキル対策や農作物被害を軽減するために必要となる生態行動パターンの把握。運動能力の測定、検証を目的としたクロウサギ生息域内保全事業を、現在、環境省の生物多様性保全推進支援事業へ事業申請を行っているところであります。連携調査が実施されますと、調査に携わる研究者、学生た

ちが村内に中長期滞在することになりますので、調査機関内に児童・生徒を対象とした出前授業等の開催や地域行事等への参加による交流も推進することにより、新たな関係人口の創出が図られるものと考えております。また、アマミノクロウサギミュージアムQuruGuruは高等教育機関を主とした外部研究機関からの注目度も高まっており、東京農工大及び麻布大以外にも、QuruGuruを研究拠点として活用したいとの問い合わせもいただいているところであります。それらの研究機関とも連携体制を構築し、QuruGuruの位置付けを高めることで、その幅を広げるとともに、調査成果の地域への還元にも努めることで、さらなる関係人口の構築、持続可能な自然環境保全体制の確立を図りたいと考えております。

次に、2項目目の福祉施策と教育環境の充実した村づくりの推進につきましては、今後も少子高齢化のさらなる進展や人口減少といった人口構造の変化に加え、単身世帯や共働き世代の増加など、住民の生活スタイルも変化していく中、村民が生きがいのある生活を送るためには、高齢者支援と子育て支援の充実が最も重要であると考えております。まず、高齢者支援につきましては、高齢者の増加に伴い、介護サービスの需要は年々増加傾向にあります。それに伴い、本村につきましても、介護の支援相談件数も増加傾向にあり、今後も自立した生活が送れるような医療、介護、福祉など、多様なサービスを統合的かつ継続的に提供できるようなケアマネジメントの充実を図ってまいりたいと思います。加えまして、介護用品支給助成の継続や食生活改善グループとの連携、各集落の支え合いグループの食事サロンの実施サポートをするなど、高齢者に対する食生活改善への取組も実施しながら、元気度アップポイント事業の利用促進を行い、介護予防にも努めたいと思っております。さらには、高齢者施設の見直しなど、拠点施設整備につきましても検討してまいります。

次に、子育て支援の充実につきましては、出産祝い金や育児助成金、乳幼児からの高校生を対象とした窓口負担なしの医療費無償化など、村独自の経済的支援策をこれからも継続して実施してまいります。また、長期休業期間中の共働き世帯への食支援。子供たちの個食防止。居場所づくりとして保護者の不安、負担感の軽減を図るために開始しました、大和つながる御飯を令和8年度も継続して実施するとともに、今後は保護者の就労により、放課後や学校休業日に子供たちの居場所となる放課後児童クラブの充実と合わせ、子育て中の保護者が気軽に集まり、交流を深め、相談等ができる子育て支援の場としての子育てサロンの継続開催。さらには認定こども園整備に向けての構想案や園整備場所の検討も進めながら、今後も保護者に寄り添った、安心して子育てできる環境整備と子育て支援策の充実にも努めていきたいと考えております。

次に、2点目の集落長屋構想についての、1番目の現状の進捗状況についての御質問でございますが、集落長屋構想につきましては、要介護になっても住み慣れた場所で最後まで心豊かに暮らせるためにを目的として、数年にわたり検討を重ねてきた中におきまして、昔の長屋のように、隣近所のいろんな人が出入りしたり、声を掛け合ったりする中で、最後まで暮らせるようにと願い、集落長屋構想という名前前で検討を進めてきたものであります。また、この構想におきましては、当初

より大和の園の利用者の方々は、方々をはじめとする要介護の方々の暮らし、暮らしの場としての協議がなされてきたものであり、その具体的な運営の形として、これまで介護保険制度を踏まえながら、その数や規模、形態等について、どのような方法が適しているか検討がなされてきたところでもあります。その具体的な案の一つとして、小規模多機能居宅介護を考え、大和池田地区、大和集落縮工跡地での場所整備を検討してきたところでございますが、池田地区におきましては、法面対策の工期延長、縮工跡地におきましては、登記手続の問題から、この候補地については見送った経緯がございます。

次に、2番目の今後の計画と3番目の集落長屋構想自体、今後、見直しを、見直す必要があるのではとの二つの質問については、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。要介護者を施設入所だけに留めることなく、できるだけ生まれ育った場所で地域と交流を図りながら、自分らしく、最期まで諦めずに過ごしていけるようにと願い、主に高齢者を中心として、集落長屋構想を検討してまいりました。その理念は変わるところではありませんが、ここ数年の間に、保育所の見直しの必要性も高まり、また、日常生活における買い物等の生活問題も増加してきていることから、高齢者のみならず、保育所や食の問題等を含めた複合的な構想として、計画を拡大していく必要があると考えております。また、介護現場におきましては、できるだけ小規模の方が柔軟なケアが行きやすいことから、これまで複数の集落への分散設置も検討してきたところでございますが、各専門職の人材確保が、今後、さらに困難となってくることから、組織全体を網羅した検討の必要性があることから、設置箇所につきましても、保育所や配食センター等との複合的な要素を加えた、1カ所での設置も視野に入れ、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。協議内容につきましては、これまでも総合福祉検討委員会におきまして、その進捗状況も示しながら進めておりますが、候補地の選定も加速しながら、さらにより広い範囲での協議を図ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

### ○3番（前田清和議員）

ただいま、村長より令和8年度の施政方針と申しますが、重点的に高等教育機関の連携による関係人口の創出と定住促進の推進、そして、福祉政策と教育環境の充実した村づくりの推進、この2点を令和8年度は進めていくというお言葉をいただきました。本当に、この福祉政策においては、40%を超える65歳以上の村民の方々、今までこの大和村に貢献された先輩方をしっかりと支援していただきたいのと、この子育て支援、もちろん、今、村長が就任されてから、ずっとこの子育て支援には、毎年毎年、大きな予算を組んでいただいて、現在、おられる子育ての父兄の方々も大変喜ばれております。どうぞ継続して、また、令和8年度もしっかり予算を組んでいただきたいなというふうに思います。それで、令和6年度ですけれども、この前、広報紙に載ってございました。ちょっと見ますと、午前中に同僚議員からも、その行財政改革について少しお話がありました、少し

私も行財政改革についてお話を聞きたいと思っております。令和6年度、人件費、扶助費。これは義務的経費ですが、これは令和5年度に比べて7.1%増加しているわけですね。これはもう人件費ですけれども、どうしても払わなあかんお金ですから、もうこれは分かると思います。ただ、令和5年度に比べて7.1%。今年はまだ、令和7年度は、まだ、来年になりますけれども、今、新聞等にも出ていましたけれども、会計年度職員の期末手当とかボーナスとかで結構な人件費が発表されています。令和7年度は、まだ年明けて3月までありますけれども、来年以降はQ u r u G u r uの職員も、現在は合同会社ひらとみの、から出向という形でやっているわけですが、令和8年度4月からは会計年度職員ということで位置付けられています。ですので、令和6年度に比べ、この令和7年度の、この義務的経費ですか、どれくらい増えるか、総務課長は、まだちょっと早いかもしれませんが、計算ができていたら教えていただきたいなと思います。

### ○総務課長（政村勇二君）

今年度、令和7年度の人件費における義務的経費の計算ですが、まだ現在、午前中でもちょっと答弁しましたが、その人事院勧告がなされたあとでの正式な実績として示されるものでございまして、まだ細かな数字はないところではございます。ですが、令和6年度より、今回の人事院勧告に伴って、一般職員の給与表、そして、会計年度の給与表、期末手当等も上がる見込みでございまして、上がる予定ではございます。ちなみにですね、令和5年度から令和6年度に大きく上がった人件費といたしましては、令和6年度に、これまで、会計年度任用職員は、期末手当のみであったものが、今度、勤勉手当が認められることから、大きく令和5年度と6年度が上がってきた見込みでございまして、それからしますと、令和7年度におきましても、令和6年度の数字を基に、今回の人事院勧告分が上がる見込みという想定でございます。

### ○3番（前田清和議員）

総務課長、ありがとうございます。

私は、その、やはり、今一番危惧しているのがですね、本村はその自主財源、私も議員にさせて10年目、余りますけれども、大体ほぼ横ばいの約20%です。依存財源、国、地方交付税、国庫出資金など、国からいただけるのが約80%占めているわけですね。その中で、厳しい中で財政を組みながら、こういう義務的経費は支払いしながら、いろんな投資的経費、工事したり、昨年においてはQ u r u G u r uの事業が行われまして、そこにも7億円余りの事業費があつて、ここ2・3年は厳しい状況かなと思っておりますが、今、国でも、今月いっぱいそのガソリンの暫定税率ですか、徐々に下がってきまして、25.1円、12月31日で下がるわけですよ。ただ、その国が今まで何十年とやってきた暫定税率をやめることによって、国も1兆円の減収ということに、ニュースでやっていました。ただ、減収1兆円がどこから確保されるか、それはまだ、国の国会でも、まだ決まっていないわけですよ。それと、プラス、また、防衛費の増額で、多分、国も、今、借金してでも、今、物価高とか、そういうのに出されているんですが、それを考えたときに、来年度以降、その私たち地方にある、こういう小さい自治体に回ってくる地方交付税とかいうのは、減少傾向にあるん

ではないかと、私は心配しています。総務課長はどうお考えですか。

#### ○総務課長（政村勇二君）

この地方交付税におきましては、普通交付税と、皆さんも御存知のとおり特別交付税がある中で、近年は徐々に上がってきているところがございます。普通交付税はですね、上がっているところでございますけれども、やはり特別交付税が、若干、昨年度は下がったという決算での内容を覚えております。そういった中で、やはり、その情勢に応じた中での、あくまでも想定でございますので、どの分の交付税含めた交付金が取れるのかということ、やはり我々も一番危惧しなければいけないというふうに思っております。そういった中では、行財政改革の中でもありますとおり、交付税率のいい起債事業を行うというところではございますけれども、村が、今、1年間で返さなければいけない、元金みの起債額でございますが、こちらが3億5,800万ほどございます。そういったお金は返しながらですね、なるべく新たな起債を作らないというところで、そういった基金の積み戻しとか、そういったところも図られるのではないかとということもございますので、これから令和8年度の予算査定が始まる場所でもございます。そういった中では、新たな事業にしましては、特に財政根拠もしっかりした上での調整、調査を聞いた上で、現段階において、早急に実施するものなのかということも踏まえてですね、財政を考えながらの事業だというふうにも認識がございますので、そういったところでも、今後の財政運営、8年度以降の予算運営についても、協議、検討を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○3番（前田清和議員）

そうなんですよ。やっぱりその国からの交付税とか、そういうのが減るのであれば、やっぱり財政も厳しくなり、大和村の運営もますます厳しくなるのかなと。その点を考えたときにですね、やっぱりその本村に、今、何が足りないのかということ、自主財源の徴収力だと思うんですよ。ここ数年、20%ぐらい維持してやっているんですけども、やはり自主財源を獲得できるやっぱり努力というのは、行政だけじゃなく、議会もそうなんですけれども、みんなが一緒になってやらなあかんというふうに思っています。まずそこには、一番その、ふるさと納税。本村のふるさと納税の額というのは、ここ数年、ほぼほぼ横状態なのかなと。上がったりもなく下がったりもなく。やはりこのQ u r u G u r uミュージアムができて、観光客、大和ハナハナ温泉もでき、昨年度から、観光客がこう来て、リピーターも来て、増えているように聞かせていただきます。であれば、その観光振興によって外貨が大和村に落ちる。それももちろん大事です。それ以上に、せっかく村長がトップセールスマンとしてあちこち行かれて、大和村の名前を売ってくれています。そういうのをしっかりと、ホームページでもなんでも構いませんので、宣伝をしてですね、そのふるさと納税で自主財源をしっかり伸ばしていく。これは、これからの本村においての一つの課題なのかな、重要なことなのかなと思うんですけども、総務課長、どう思いますか。

#### ○企画観光課長（大瀬幸一君）

ふるさと納税への御質問ということで、担当課であります企画観光課の方から御答弁させていた

だきたいと思います。議員のおっしゃいますように、ふるさと納税は貴重な自主財源となっております。これについては、我々ふるさと納税の運営を行う、我々側の努力次第で跳ねてくる、伸びてくる可能性というのは十分あるところでございます。今年の議会の一般質問でもございましたように、ふるさと納税の取組につきましては、来年度から中間事業者、間に入っていただく中間事業者への委託を検討しております。中間事業者への委託を行うことで、より効果的な広報、PRが可能となるというふうに考えております。

### ○3番（前田清和議員）

企画課長、ありがとうございます。そうなんですよ、やっぱりその令和8年度、まだ、年、入ってまたあと3カ月余り、令和7年度、ありますけど、しっかりと、厳しい財政状況ですので、その自主財源を、今後、伸ばしていけるような努力。それは当局だけじゃありません。議会も一緒になって、こういう本会議でいろんな知恵を出しながら、議会一員としてやってまいりたいと思いますので、どうかそのときには一緒になって、ふるさと納税が上がるよう頑張っていきたいと思います。

最後ですけど、本当に令和8年度も大変な中、これから予算査定もできますが、しっかりとその村長が言われました高齢者支援、そして子育て支援、これの充実をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に2点目の集落長屋構想についてお伺いいたします。この集落長屋構想ですが、説明いただきましたが、この集落長屋構想が話が出てから、もう数年経つと思うんですが、もうどれくらい経ちますかね。

### ○大和の園園長（早川理恵君）

集落長屋構想につきましては、関係機関一体となってやっておりますので、答弁させていただきますけれども、この構想につきましては、もともと地域ケア会議というものを各関係機関で持っております。その中で、具体的にこういった構想に絞って考えていこうということで、あり方検討会、括弧ですね、というような名称を自分たちの中で使いながら検討を行ってきているという流れがあります。ですので、もうかなり以前からこういった協議はさせていただいておりますけれども、本格的に集落長屋構想という理念の中で、名称を使って、具体的な検討に入ってきたというのは、令和2年辺り頃ということになります。

### ○3番（前田清和議員）

そうですね、令和2年辺りから、この集落長屋構想という形で進めてきていると。それから、もう、今、5年目ですか、になるわけですがけれども、先ほど説明ありました、その進捗状況が、検討する、検討するで、ずっと、前もこの長屋構想については質問させていただいたんですが、もう5年も経って、その間に大和の園も老朽化は、5年経てば一段と進んでいます。やはり大和の園が、今、50床あるうちの35床、短期入れて40床から42・3床入るんでしょう。ただ、その大和の園の入居者の話を聞くと、いろんな、やっぱり大島にはそういう施設、老人養護ホームという施設はある

んですけども、ほかのその施設に比べたら、やっぱりこう老朽化、そして、少し設備が足りない。そして、なんか大和の園には入居したくないっていうぐらい、そのやっぱり、整備が遅れているんですね。集落長屋構想、令和2年から始めて、もう検討中で、いつまで経っても進まんのかなというふうには私は思っています。ですので、やはりこの発想転換をちょっとしないと。先ほど村長からありましたけれども、長屋構想を含めて、複合的施設。こども認定保育園とか、そういう施設をひっくるめて、今、話を進めていこうかなという、検討中と僕は受け取るんですが、その方法に理解してもよろしいですか、園長。

#### ○大和の園園長（早川理恵君）

長いこと、時間をかけて、確かに検討を続けている中におきまして、候補である土地の取得に取り組んだりということで、ずっと話し合いばかりしているわけではなくて、動きを伴った検討中というふうには理解していただければというふうに思っております。その中で、やはり先ほど議員のおっしゃいましたように、5年経ってくるという中において、いろんな情勢もさらに変わってくる、より厳しくなってくるということもございます。そういった中で、子供、認定こども園であったりというような施設の複合的な考え方というのも視野に入れながら、進めていくということを考えているところでございます。

#### ○3番（前田清和議員）

やっぱり大和の園、開会のときにも同僚議員からありましたけれども、大変厳しい、今、現状の運営をされていると思うんですね。これがここ数年続いているわけです。やはり、これを、もう、赤字、赤字が続いても、もう仕方がないんじゃないかと、やっぱり赤字をなんとかこう、黒字までできなくても、とんとんで運営ができるぐらいまでは、やはりこう早急に、そこをまず考えるべきだと思うんですね。そのためには、今の場所では、やはり防災面においても大変危険です。何度か、その海外での地震において、職員が戸円の高齢者施設までこう何往復もして、その入居者を運んだということも聞いております。そして、今回はシェルターですか、大和の園に1,000万余りで購入して、シェルターも購入しました。これは、やはり大和の園が海岸近くにあるということで、こういうシェルターで何とかその人命救出、人の命を守るということで買わせていただいたんですけども。これが、もし、その大和の園が移転すれば、そのシェルターも、また、違うところに活用できるのかなというふうには理解しています。園長が一番こう気にしているのは、僕の思いですよ。ただ、その、やはり先ほども言ったように、候補地がないということだと思います。大和の園を移転するにしても、候補地がなければ、そこに移ることができないんですね。大和にも2カ所、個人から土地を買って、購入しましたけれども、結局、そこも、そこにそういう福祉的な施設は造れないということで、あそこの土地も、今、そのままの現状になっているわけです。であれば、まずは高台に移すのであれば、その候補地を、まず最初に考えるべきだと思うんですよ。候補地さえ決まれば、そこから次々、物事は進んでいくと思うんですけども、園長、いかがですか。

#### ○大和の園園長（早川理恵君）

まず、運営面に関してでありますけれども、こういった人件費の高騰による赤字な経営というのは予測されておりましたので、そういった意味も含めて、対策も含めて、早くから協議をさせていただいていたところでございます。しかしながら、議員の認識もそのとおりでございますけれども、やはり候補地の問題ということで進捗が非常につまずいて、苦慮しているというところは事実でございます。このためにも、現在も候補地の選定に向けて動いておりますけれども、より早い動きで、できるだけ候補地を確定することによって、どのような形の規模が可能なのかということも出てまいりますので、そこについてはできる限り急ぎたいというふうに考えております。

### ○3番（前田清和議員）

例えばですよ、園長、高台が、本村はやっぱり山と海に囲まれた平地の少ない村です。なかなか高台といっても、そう簡単にやっぱり見つかるものでもなく、ましてやこの役場周辺でそういう総合福祉的な施設となると、かなりの場所も必要なのかなというふうに思います。私、今、戸円校、戸円の公民館があると思うんですね。戸円の公民館に、もう十数年前ですかね、もっとなりますか、高齢者支援施設という、その大和の園の入居者が、津波の避難のときに利用する高齢者施設があると思いますよね。あそこを何かこう、そういう住み慣れた場所、最後を目指す集落長屋構想というのを利用できないのかなと。ただただ、あそこにこう、なんか災害があったときに高齢者をこう避難させる場所だけでなく、やっぱりああいう、あったところをこう有効活用して、とりあえずあそこに、ちょっと中を改装したりしてですね、そこにはやっぱり5、6人から7、8人、その大和の園の入居者、戸円の方々とか地元の方々、戸円に住みたいという方々も、もしかしたらおられるかもしれません。そういう既存の建物をしっかりとやっぱり有効活用するのも大事ではないかなというふうに思うんですけど、園長はどう思いますか。

### ○大和の園園長（早川理恵君）

戸円の高齢者避難所ということで、施設はございます。そういった、確かに既存のもの、施設、使えるものは有効活用するというのも原則として必要なことだと思っております。いずれにしましても、より適した場所をということで、選定を進めていきたいという考えでございます。

### ○3番（前田清和議員）

この施政方針にもありますけれども、それではお伺いしますけれども、この総合的福祉施設、今、検討されていると言われるんですが、予定として、あと何年後とか、あと10年後かかるのか、あと15年かかるのか。もし、その大体の予定とかが分かるので、私は何があっても、やっぱり大和の園の今の老朽化施設を早く移転するべきだと思っておりますので、もし、その総合的福祉施設をくるのであれば、ある程度の、この令和10年、令和15年とか、やっぱりそこに向かって進めるべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

### ○村長（伊集院 幼君）

これは、私どもがいろんな議論をした中で、月日が経ちましたけれども、その集落長屋もそうです。施設を造るのはいつでもできる。しかしながら、施設の運営をどうしていくのかとか、その当

時は、私もその会合に一度入ったんですけれども、ボランティアを募ってやるとか、もうとんでもない話があったもんだから、私は、それはもう一度原点に帰って、施設の運営を考えてくださいということで、この問題提起をさせていただきました。それから、この大和の入所者を移すことも、ちょっと無理があるのかなということもございまして、我々も、今、社協がデイサービスをしています。唯一の社会福祉法人でありますので、その当時も、社協に集落長屋を運営させるとかという話もございましたけれども、とんでもない。今の現状で社協は手一杯じゃないのということも提起をさせていただいて、一旦、白紙に戻ったような形ですけれども、その議論した内容は、まだ、今も残っておりまして、どういう形で大和村が、その大和の園移転を含めた形で今後の福祉を考えていくのかということが、総合的にやっぱり考えていくべきだろうと。ですから、我々もここ数年、移転場所を実際探してきました。しかしながら、診療所に近いところとか、場所を決めると、その診療所が遠いとか、いろんなことがまた、今度、問題が出てきて、そんな理想論を語ってもしようがないだろうということで、我々も、今、庁内で場所の選定を先にしようということで、この間から、ちょっと今、場所選定に、実際入っているところでもあります。担当課もいつということは申し上げられませんが、我々としては、来年度中にはもう場所を決めて、それからどういう形でやっていくのかということが、方向性が見出せれば、議会の皆さんにもそういう提示をする中で、検討をさせていただければというふうに思っているところでもございます。まさに我々もこの大和の園が一番の喫緊の課題。これだけ全国的に災害が起きている中で、何もしないわけ、いかなかったものですから、シェルターを、一時的に避難できる場所ということで、皆さんの御理解をいただいて、シェルターを導入しようということもさせていただきました。シェルターはどこでも使用可能なものでありますので、我々としては、まずは導入して、大和の園の、まず、命を守っていく取組をしていこうということでございます。そういう中では、できれば早く、我々も移転場所を、早く決定をさせていただいて、これからの福祉のあり方を進めさせていただければというふうに考えておりますので、今しばらく、お待ちいただければと思います。

### ○3番（前田清和議員）

村長、ありがとうございます。やっぱりその移転場所が決まれば、あとどんだんだんだ、また、いろんな知恵が出て進んでいくのかなと思いますので、幾ら幾ら検討ばかりじゃなく、やっぱりやってみないと進まないというふうに事業は思っていますので、是非、来年度以降、頑張っていたきたい。今日はまた、社会福祉協議会の会長さんも来られていたので、いい返事いただけたなというふうに思っております。

それでちょっと関連なんですけど、先ほどその集落長屋構想で、村が購入した大和地区の2カ所、これは村、今、村が管理されていると思うんですが、あの場所は、今後、どのように利用されていくのか。もし本村に住みたいという、土地建物を購入したいという方々がおれば、あの2カ所は村から個人的にも売買ができる、そういう土地なのか。ちょっと総務課長、分かりますか。

### ○総務課長（政村勇二君）

以前、質問いただいたときに、その行政財産のあり方と普通財産のあり方で一度答弁させていただいたと思います。普通財産の中では売買も可能という決まりもございますけれども、その用地自体が、一番最初、長屋構想で買った土地が、なぜ建てられなかったのかということにおきましては、やはり急傾斜地、レッドゾーンにかかっているということで覚えております。そういったところは、まず建物、建てられないというところの認識でございますので、まず購入希望される方がいるのかどうかということでは不安、分からないところでもございます。もう一つは、カトリック教会もありますけれども、旧締工跡地ですかね、締工跡地ですかね、そこ自体も、まだ土地、解体は、建物はしたんですけれども、一部、民地として残っているところがある中で、まだ土地の整理ができていないという解釈でございますので、そこをどうするかによってではございますけれども、やはり何かしらのですよね、それが住宅になるのかどうか、土地の整理ができれば、そういった地域の実情に合わせた形での土地の対応の仕方を考えるべきだというふうに思っております。それが定住促進住宅であれば住宅になるのか、建物が建てられる用地であればですね。なので、まず、その買いたい人とかっていうところの売買は今のところ考えていないところでございます。

### ○3番（前田清和議員）

せっかく村がね、あの2カ所、一つは締工場ですのであれですけども、その1カ所の個人から買った土地建物、確かに急傾斜地ですが、まだまだ住める家なんですよ、コンクリートの平屋で。土地も庭も広いです。それであれば、もし利用価値がもうなく、村として利用価値がないのであれば、やはりそれも土地建物、それでも結構で買いますっていう人がおるのであれば、それ、売ること村の財源にも入ってくると思うんですよ。ただただほったらかして、そのまま置いておくよりは、やっぱりこういう厳しい財政状況の中ですので、結構、その大和村でも土地がないねとか、家がないねとか、住みたいんだけど、もう住宅しかないみたいな、そういうところがありますんで、そういう、こう、村が持っている空き地、土地、そういうのもやっぱり利用、活用してですね、少しでもこう、財源に入ればいいのかっていうふうに私は思いますんで、今後、是非、それも、そのまま置いておくのではなく、検討していただいて、また、来年度、来年、8年度以降に聞かせていただき、どうなったか聞かせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

### ○議長（藏 正議員）

これで、3番、前田清和議員の一般質問を終わります。

次に、1番、奥田浩一議員に発言を許可いたします。

### ○1番（奥田浩一議員）

皆さん、こんにちは。議長の許可を得たので、一般質問に移りたいと思います。

まず1番に、議会が開催している集落座談会について。村が、まだ示していない部分もあると思われるんですけども、回答した現在の進捗状況について伺いたいと思います。

2番目に、NHKの受信料について。村内の公用車及び関係車両に設置されているテレビの数等

に、また、聞きたいと思いますので。

壇上の上から、以上とします。あとは、自席にて質疑したいと思います。よろしくお願ひします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田浩一議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の議会が開催している集落座談会についての御質問でございますが、村が回答した現在の進捗状況につきましては、意見のありました、該当する担当課の方で回答をしているところであり、具体的な要望等における進捗につきましては、再質問により、主管課の方から答弁をさせていただきたいと思ひます。議会議員の皆さんが各集落に出向き、集落民の意見として、国直・津名久・大和浜・今里と、随時、御意見をいただいた中では、緊急性のあるものや補助事業等を活用し計画的に実施するもの、また現在、実施している事業を活用できるものなどを精査しているところであり、4集落から意見を伺い、議会が回答したもので、23項目において対応済みという考えであります。予算を伴わない意見等については、その都度対応している状況であります。必要性に応じた集落の正式な意見として、要望書を提出していただくなど、いただくことなど、具体的な計画検討が図られるものと併せ、そのほか、当局への提案、意見等に関しましては、今後の政策において参考とさせていただき、庁舎内協議として進めさせていただきたいと思ひます。

次に、2点目のNHKの受信料についての御質問でございますが、まず、村が管理する村公用車の台数でございますが、消防団車両、重機等含め60台でございます。そのうち、NHK受信料の発生するワンセグ機能付きの車両においては、6台が該当しているところでございますが、令和7年10月には5台分を解除し、現状におきましては、消防が所有する高規格救急車両の1台となっております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

#### ○1番（奥田浩一議員）

村長、ありがとうございます。この集落座談会についてなんですけれども、いろいろな、小さな質問から大きい要望とか、多岐にわたっていろいろ質問、お願ひとか、要望が出ているんですけれども、この中でももちろん、当局としてすぐ対応できるものに関しては、もちろん回答されているとも思うんですが、これ、議会側もこれを議会だよりとかに載せたりとか、いろいろこの、何て言えればいいのか、この周知的なレスポンス。例えば今回は、直近で言うと今里でもやったんですけれども、これが次の議会だよりに載るか、また、載らないのかというところ、載せる予定ではもちろんいると思ひますけれども、やっぱりこの村民自体が議会と当局とのやりとりをどの辺まで、果たして、この参加されていない村民に対しても、どの辺までが、みんな認識されているのかということと、その、もう個人個人のレベルでの、この悩み事とかお願ひ事とかも含まれていますので、その辺をどう、こう誠実に、また、分かりやすく説明していくのかとか、それはもう議会も一緒に

んですけどもね、それをみんなでやっぱり考えていくために、やっぱりもうちょっと、大きな範囲で、こう身近なものから周知して、これ、今回はこの議会で、前、もらったやつなんですけれども、こういうの、1件ずつ配布するのか、こういうことがありましたよと。例えば、同じ集落に住んでいても、ここに参加していない方からすれば、いろいろ意見も、真逆な意見が出たり、賛否両論あると思うんですよ、この中身で見ると。だけど、その辺も、また、やっぱり丁寧に、こういうところはこういうふうにした方がいいんじゃないかとか、こういうことはこういうことだからできないんですよとか、やっぱり真摯的に受け止めて、回答してもらえればいいかなと思って、今回、別にほら、これをああしてこうしてというつもりは全くないんですけども、もうちょっと、その村民に対して、正直な話、全員が認識するような提案とか、そういう何か方法がないかなというのを、僕たち議会も含めて、要望なんですけれども。例えば以前、他の同僚議員とかも言っている、その買い物難民とかにしても、この間もちょっとそういうお話が出たんですけども、これは僕が個人的に、以前もそういう商店なりとかがなかった場合に、その商店を、前、ほら、夕ご飯車でしたっけ、そういうのをやると他のお店がというのも兼ね合いがあったりとかいうのも伺っているんですけども、僕はちょっとこの間、ちょっと個人的な立場で、こうしたらいいんじゃないっていうのを、ちょっと何も考えないで言った部分があるんで、また、それが正解かどうかとかね、その辺は、また、別として聞いてほしいんですけども、例えば、今、大和村に、現状、残っているお店から逆に仕入れをして、届けて、そうすることによって、今、大和村にある商店とかも、お客さんが少ないお店もあれば、それなりに、それなりにという言い方も失礼ですけど、そういうところもあるんで、その辺は、また、行政の方からも、力を貸すっていう立場で、そのお店、今、現状残っているお店たちを助ける意味合いも兼ねて、安いところから仕入れて利益を出す、もちろんそれは商売としては基本なんですけれども、そこを、もう何て言ったらいいのかな、村に、今現在、残っているお店を助けるという意味合いも兼ねて、もちろん経費としては出さないとはいけないと思うんですけども、その辺はまた、購入される村民にも理解をしてもらって、そこで、燃料代なり、必要経費の部分はカバーさせていただきます。でもこうやって、お店、島にあるお店も助けながらとか、そういうアイデアとかも、それは議会が聞いてきて、大和村役場はこうやって集落の人が言っていますよというのを、ただ届けるだけじゃなくて、これを要望書、いえばその担当課長さんたちとも一緒に眺めながら、これだったらこういう方法があるんじゃないかとか、こうしたらいいんじゃないかなとか、これはこういうことで現実的に無理だよとかいうのをお互いこう認知しながら、そういう解決策とか、いい方法とかができないかなと思って、今回はちょっと質問させてもらっているんですけども、いろいろあります。この間もやっぱり行われた村体とかのことについても、いろいろあるんですけども、実際、これ手元にはないですよ。あります。ないですよ。

#### ○総務課長（政村勇二君）

この資料に関しましては、奥田浩一議員の方からの通告があった時点です。実際、国直集落は、確か昨年、1回目は国直でされたんですかね。そのときの資料はいただいて、回答した覚えが

あるんですけれども、そのほかの資料は、その通告があつてから、我々もいただいた中で、各担当課長で間違いのないような確認をした中での、先ほど村長の答弁にもありましたが、23項目については対応済みであると。また、随時対応しているという項目の数字が出たところでございますので、各担当課長の方には、この資料は、4集落の資料は持っているところでございます。

#### ○1番（奥田浩一議員）

ありがとうございます。なんて、本当にスピードレスポンス、議会もこうやってまとめて、当局の方にこういうような案が出たよ。そのやり取りの中、その辺、僕たちのやっぱりちょっとスピードも出てない部分も否めない部分、あると思うんですけれども、この辺はやっぱりみんなで共有しながら、いろんな小さなことから、どういうふうにしていった方がスピードが出るかとか、それ辺をやっぱり一緒に考えていって、それをやっぱりその各集落の方に、きちんとした丁寧な説明をしながら、報告をしていきたいと思うんで、その辺は皆さんのやっぱり協力、みんなで協力して向かっていかないといけない問題だと思うんで。是非とも、また。ほかにも、この中であることで、僕個人レベルで申し訳ないんですけれども、これだったらこうやっていいんじゃないかとか、いろいろ皆さんもいろんなアイデアがあると思いますので、是非とも、みんなで協力して、また、各集落の方に、こういうふうな、今、考えていますよとかいう説明とかを、また、早めに行けるようにお願いしたいと思っておりますので、是非、よろしく申し上げます。

#### ○総務課長（政村勇二君）

確かに、我々当局と、そして、議会議員の皆様、そして、集落をつなぐ間ですね、私どもも年度末前にですね、村長とともに行政報告会という形で、各集落を回って、回らせていただいております。そして、議会議員の皆様も、議会議員の皆様独自でこういった座談会を開くことに関しましては、各集落の御意見というのが、本当に行政に伝わりやすくなっているのかなというふうに思っております。そういった中ではですね、今回の議会報告会においても、聞くところによりますと、議長が各担当課の方に確認をしているというお話も伺っておりますので、せっかく議会事務局という事務局もございますので、そこはですね、もしまとめられたら、あの意見として、各集落の意見がまとめられましたら、事務局を通してでも、いついつまでに回答が欲しいと、喫緊の回答ができないところもあると思いますけれども、いつまでということであれば、議会議員の皆様の御意見を聞いた中での回答が欲しいということ、事務局を通していただければ、我々もいつまでに回答ができるという、きっちりした資料ができると思います。プラス、先ほども言いました、どういうふうな伝え方がよろしいか。何か一緒に知恵を出し合っているという、質問でもございましたけれども、一つの方法としては、やはり活字ばかりだとなかなかチラシ配布してもですね、見づらい御高齢の方とかもいらっしゃると思いますので、そのほかに事務職託員会という、私ども月に1回ですね、必ず集落の区長さん、事務職託員の会合がございます。そういった場所で、もし議会の皆様方の了解も得られるようであれば、議会議員の皆様がこういった集落で、こういった御意見がありましたので、その該当集落に、こういった回答をしていいか。もちろん議会が、伺った意見ですの

で、もちろん議長からこう回答するのが筋かもしれませんが、そういった了解をいただけたら、集落、事務職託員の方にもそういった資料提供、資料提供というか、回答をした中ではですね、集まったときの役員会とか、集落の総会とか、そういったところでも、皆が集まった場所では分かりやすく、何か説明が、集落の方でもできるのかなという方法もございますので、そこはまた、いろいろと協議を進めさせながら対応を図っていければというふうに思うところでございます。

#### ○1番（奥田浩一議員）

総務課長、ありがとうございます。今、回答してもらって、ものすごく前向き、皆で一緒に向かっていくという方向性をものすごく協力的にお互いできたらいいと私も思っていますので、是非、そういうふうな感じで動いていけたらと思います。

あと、やっぱり個人レベルで、この座談会以外でも、やっぱり個人レベルで、ほかの同僚議員さんたちも一緒だと思うんですけども、やっぱりいろんな要望とか、みんな、あると思うんですよ。その担当課長とかにも相談が行っていると思います。その辺が、こういう一般質問とか、僕もしないレベルで解決できたら、一番、ものすごく柔軟にできるんだなとも思っていますし。例えば、今、一つ例に出すと、今、総合体育館にある、昔、僕なんか小さい頃、トレーニングルームがあったんですけども、それが、今、倉庫になっているよとかね、その辺をやっぱりもうちょっとほかの集落の若い子とかも、トレーニングしたりやっているんで、名瀬に、三儀山に行ってる子とかもいるよとか聞く、聞いているもので、だからその辺、もう1回、また、トレーニングの道具とかいろいろね、また、買い求めたりしないといけないとか。僕はちょっと個人レベルの情報だと、そういうところをこう寄付しているような団体もあるらしいんで、また、その辺は、また、後日、教育委員会とも相談しながら、こう、せっかくあるものを使える場所とかもあるんであれば、そういうふうなこともしていけないものかなと。これは個人的な話になってしまっていますが、その辺はどうでしょうかね、総合体育館としては。

#### ○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

村体育館のトレーニング室につきましては、以前も決算委員会や予算委員会等で、そういったトレーニング機器を導入して、運営できないかというお話がありました。私どももいたしましては、議員がおっしゃるように、その入れるものが安くで手に入ったりとかというのは分かるんですが、その維持管理であったり、継続的な管理、また、その無人のままトレーニングしていいですよということは、やっぱり公共施設としてはいけないのかなと。そうなってくると、専任の管理者の配置とかですね、そういったものもかかってくるのかなというふうに、今、考えております。

#### ○1番（奥田浩一議員）

ありがとうございます。もちろん、今、局長がおっしゃったように、いろんな、この見えないところでのいろんな問題が発生する恐れがあるというのは、僕も分かってはいるんですけども、その辺は、また、こう前向きに、どうしたらいいかというのを、その辺、また、村民たちの力とか、知恵とかもお借りしながら、いい意味で、そういう場所が提供できたらなと思っていますので。今

すぐ何をしなさい、これをした方がいいんじゃないと、僕もさらさら思っていないけれども、そういうところを、また、皆さんとこう共通認識で、問題をこう解決できるようにしていけたらと思っています。ありがとうございます。

次に、NHKの受信料なんですけれども、これが、村長が議長されているので、僕、大島広域の消防の方でちょっとお話を聞いて、大和村に関してはNHK受信料、その今日、答弁があったように救急車1台だけは和村で1台分払っています。僕もこの間、消防に行って聞いてきたら、そういう回答をもらったんですけど、その広域では年間150万ぐらい払っているらしいですよ。これ大和村は公用車が何台あって、何台、テレビついているのかなって、僕はもう、総務課長に聞けばすぐ答えをもらえるとは思っているんですけども、敢えてここで質問させていただいたのは、やっぱりこれ、全国的にいろんな、各自治体でもこういう問題になっていて、個人レベルでもNHKの受信料でちょっと思っている人なんかもあると思うんですけども、この辺、やっぱり村長の答弁があったように、使っていないものは外して、今後、契約をあれするよう。それはそれで僕はいいことだと思います。必要のないところにお金をかけるよりも。僕がなんでこういうことを言っているかという、やっぱりその必要なものに、NHKに対して払うものでは、僕はもちろんなんとも思わないんですけども、必要じゃない部分のところまで請求されると、ちょっと気持ち的に、え、みたいな感情論になってしまいますけれども。そこで僕ね、例えばこれ、年間、今まで幾ら払っていたか、まあそんな何100万とかではないと思っているんですけども、また、それもやっぱり大和村の大事な財源である中から出していると思うので、それをまた、別なものに何か使えるんじゃないか。先月、その11月に起きた火事、火災のときに、僕も急遽駆けつけて、何もできないんですけども、行ったときに、僕がただ1人の後ろで見て、協力できるホースを引っ張ったりとか、そのくらいしかできなかったんですけども、行ったときには、やっぱり夜間の火災で、ヘッドライトを、やっぱり消防団の子たちが持っている子、持っていない子。たまたま僕がそういうのをたくさん持っていたものですから、後ろからバックアップ的になったかどうか分かりはしないんですけどもね。ただ、あとで聞いたら、やっぱり、そういう機材に関しては自費購入だと。消防にいる子たちは、もちろん支給されているけど、消防団に関しては自費購入。また、各分団によって買ったり。その辺がやっぱりまばらみたいなことを聞いたんで、例えばこのNHKの受信料が幾ら、お金の換算して、それが見合うのか見合わないのかもしれないですけども、やっぱりこういうところの小さな財源から、少しずつでも、やっぱり塵積もじゃないですけども、そういう中で、村の大事な村民の生命財産を預かる、万が一の火災とかね、特に深夜の火災とかのときに何が必要なのかっていうのは、やっぱりあって助かりました。なかったからどうしようもなかったとかではなく、その辺に、そういうのを使えないものかと。あとは、やっぱりその消防団、団員の方たちに、やっぱりもう少し必要なもの、何かないか。もちろんそういう、日頃から現場に出ているとか、もう出ないことが一番いいんですけども、やっぱりその辺、もう一度、ヒアリングでも何かして、必要なもの。例えばその分団にある軽自動車とかね、ポンプ車とかに、全部、常に備

えていけば、家に持って帰って個人で管理して、忘れてきちゃいましたとかじゃ話にならないと思うんで、また、その辺をまた、考えてほしいなと思ってちょっと聞かせてもらいました。NHKの受信料が、今後、こうするというのは、僕、今、納得したんで、また、その辺の浮いたお金という表現の仕方が適切じゃないかもしれないですけども、その辺をそういう、足りないところとか、あまりこうみんながこう注目しないようなところを、もう一度、再度確認して、備えあれば憂いなし的なことで、使えるようなのをちょっと確認をまたしてほしいと思うんですけども、どうでしょう。

#### ○総務課長（政村勇二君）

本当に御尽力いただいている消防団の方を思う質問をいただいて、本当にありがとうございます。実際、このNHKの受信料に関しましては、年間、分駐所の方に確認しましたら、年間6,200円くらいかかるということです。これはまた、車両の更新時期に、もちろんその受信料が発生しないバックモニターの対応ができるようにですね、それはもう検討していきたいというふうに思っております。今、言いました、その消防団への資機材、気づかない部分のところも多々あるだろうというところにおきましては、改めてですね、また、今年度、失礼しました、消防出初め式もございまして、その前には、また、消防団の幹部等も集まった中での打ち合わせが行われると思っておりますので、その中で情報を、分駐所の中で吸い上げていただいてですね、実際、当初予算の査定、まず一次査定用の資料はできてはいるんですけども、その中でやはり必要なものに関しましては、査定時に分駐所の方から非常備予算としてあげていただくと。現在、以前、補正予算でもあげたんですけども、安全装備品の総務省の無償事業というのもございまして、この代、今まで消防団がつける銀長と刺子って分かりますかね、銀色の防火衣の、今度、いいやつを、また、10着ほど無償提供の事業が取れたものですから、そういったところも、配備するところでもございますので、そういった事業の方法も考えながら、まずは分駐所の方で消防団員から意見を吸い上げ、令和8年度の予算の方にあげていただくことで、また、必要な資機材等をですね、考えていければというふうに思います。また、大きな資機材等に関しましても、年次計画をもってですね、車両等における、消防団の車両の更新等における大きなものに関しましては、年次計画をもって対応を図っていければというふうに思っております。

#### ○1番（奥田浩一議員）

課長、どうもありがとうございます。是非、やっぱりみんな、気持ちは一緒だと思うんで、そこに、いやこんなの必要ないんじゃないとかいう、言われる方がごく稀にいたとしても、やっぱり必要なものは必要。ほしいものと必要なものとは、また別なので、やっぱりその辺をこう精査しながら、最低限、必要なものは、やっぱり惜しみなく、やっぱり準備していただいて、そうすることによって、みんなもやっぱりこう、火災なんか起きてはいけないことですけども、もしなんかあったときに、みんな協力してできると思うんで、是非、よろしく願います。以上で終わります。

○議長（藏 正議員）

これで、1番、奥田浩一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。14時55分から再開いたします。

休憩 午後 2時38分

-----○-----

再開 午後 2時55分

○議長（藏 正議員）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、奥田忠廣議員に発言を許可いたします。

○9番（奥田忠廣議員）

皆さん、こんにちは。通告してあります、物価高対策について、質問をいたします。政府は物価高の対応を打ち出し、令和7年度補正予算を編成し、年内の成立を目指し、物価高対策として、電気、ガス支援、ガス代支援、児童手当に2万円を上乗せ支給、応援手当、お米券や電子クーポン券の発行、医療、介護分野の経営支援、従事者処遇改善、自治体が柔軟に用途を決められる重点支援地方交付金などなどを充実し、家庭支援や賃上げ促進策を行うことを柱に、責任ある積極財政を掲げ、財政出動を拡大させ、令和7年度補正予算案は、歳出規模が大きく膨らみ、18兆3,034億円の補正予算となり、国債発行額も11兆6,960億円であります。重点支援地方交付金充実により、お米券、お米券やプレミアム商品券、電気、ガス代など、総合経済対策では16項目以上がポイントとなっているようです。これらの項目の中で、自治体が柔軟に使い道を決められる、物価高に対応できる重点支援地方交付金。補正予算の規模からして、それなりの交付金は間違いなく地方に交付されるものと考えます。そこで本村は、重点支援地方交付金の前倒しによる、年末までに物価、食料高騰の支援を行う考えはないのか、村長の答弁を求めます。既に前倒しでの様々な対応が行われている自治体もあります。本村も、群島で一番早く物価、食料高騰対策を行い、年末までに村民に支援を届けるようにすべきではないのか。どのような支援がよいのか。時間をかけないでできるのではないのか。村長の答弁を求めます。

以上、壇上より質問し、答弁により、自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田忠廣議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の物価高騰対応についてでございますが、11月25日に国による物価高騰対応重点支援交付金の追加配分に関する事務連絡が、鹿児島県からあったところであり、今回、予定されております追加額は、総額で2兆円規模となっており、今年5月に配分のあった物価高騰対応重点支援交付金における充当率を勘案しますと、本村への配分額は約4,000万円規模になるものと想定されます。エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業が対象となり、国からも推奨事業メニューが示されているところであり、本村としましては、ま

ず、村民の生活支援及び村内事業者への経済波及効果が見込める地域商品券事業におきまして、従来1人当たり1万円であった配布額を、食料品等物価高騰に対する特別加算額を上乗せしますと、1人当たり1万円以上の商品券の配付。電気料金等のエネルギーコスト上昇に対応した省エネ家電等買替えに関する助成。1次産業事業者及び小規模事業者に対する支援策等を実施したいと考えております。配分額の確定時期は、現時点ではまだ未定となっておりますが、配分額確定後、内容につきましては、事前に議会へも説明を行い、速やかに事業執行ができるよう準備を整えたいと考えております。先ほど議員からも御質問がありました、年末までの対応につきましては、商品券等の準備等を考えますと難しい状況だと我々も判断しておりまして、年明け早々、我々は取組を進めていきたいというふうに考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席の方から答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣議員）

物価高対策の商品券というのは、私はあまり関心しないんですよ。住民、その商品券を使えるのは、村内の商店に限られる。商品券、みんな村内の商店に行くんですよ。本来ならば、本当に村民が買いたいものを買える、そういうものじゃないといかんと思うんですよ。どこ、商店にみんな行くんですよ、出したのは。本当にそれでいいのか。本当に村民が買いたいものを買えるのかということなんですよ。この物価高対策に、奄美市プレミアム商品券1冊5,000円、これを3,500円、これ、奄美市はいいですよ、大きいから。大和村の商店に、本当に村民らが買いたい商品が、全部揃っているかということですよ。揃っていないです。私は、その商品券発行というのは、やめていただきたい。それとですね、奄美市は5,000円の商品券の販売額を3,500円、1,500円ですよ、5,000円。住民税非課税世帯と均等割のみの所在に対しては、2冊分を配付すると1万円。そして、子育て支援手当として、0歳から高校3年生までの子供に対し、年度内に1人当たり2万円を支給すると、こうなっているんです。時間をかけないでやるのであればですよ、村民、今、今日の人口1,354名ですか。

[発言する者あり]

○9番（奥田忠廣議員）

今日の人口、村民の人口はね。1,454。

[「1,354」と呼ぶ者あり]

○9番（奥田忠廣議員）

1,354ですが、これね、4,000万という金ほどのくらいの力があるかということ、村民1人3万円配っても4,000万円に足りません。3,900万円で済みます。これね、一番早くは3万円配れという金額は言いません。配った場合ですよ。場合の金額を言ったの。スピーディーに村民に行き渡るのは、現金が一番いいんですよ。貰った人は何でも買える。どこでも、何でも買える。商品券は村内でしか買えない、村長。商品券はやめて、現金支給にしたらどうですか。その方がいいんじゃない

いですか。その方がスピーディーで村民も納得しますよ。全員に。非課税とかいうことじゃなくて。どうです。

○村長（伊集院 幼君）

今回の重点支援交付金は、これはもう、全員に支給されるものでありますので、議員のおっしゃることは分かります。しかしながら、以前、コロナ交付金のときに10万円を支給した時に、我々も大分、村外にお金が逃げていくという話もございました。やはり地元の商店もやっぱり守っていくために、商店だけではございません。そこで事業を起こしている人、宿も含めて、いろんな施設がございましたので、そういうことからしますと、我々としては一番、大和村の産業が潤うことは、地域商品券が一番有効な手段ではないかというふう思っています。これまでの成果が実際あがっているものですから。ですから先ほど答弁させていただきましたように、商品券をやるにしても2万円ぐらいかなというのが、我々は想定してまして、それでほかの農林水産業事業者とか、家電買い替えの、省エネの買い替えをする方とか、いろいろそこに充当しながら、十分な、全体的に交付金が行きわたるようなことができないかということで、今、検討をしておりますので。我々もその配分内容、メニューが決まりましたら、皆さんに御説明をさせていただいてから、予算を認めていただきたいというふうに考えておりますので、そういう点で、御理解をいただければと思います。

○9番（奥田忠廣議員）

理解していない。商品は村民に、村の商店街を潤おうと言いますが、村民が本当に潤うことをやらんといかんのですよ。2万円の商品券を配って、この2万円の商品券は村の商店に行く。現金であれば、村民が買いたいのを買えるんですよ、どこ行っても。それが本当の村民じゃないですか。商店だけですか。それもできないんでしょう、今年中に。どうです。

○村長（伊集院 幼君）

すぐできるとした場合は、子育て支援策の2万円が、これはもう、現金支給になると思いますので、子育てしている方には早めに出せると思います。議員のおっしゃることは、我々も分からないわけではございませんが、やはりその商店だけじゃなく、村民の方が身近で買い物をできるというのは、まさに生活支援に一番身近につながっていくのではないかと考えておりますので、その点もですね、御理解をいただいて、また、皆さんにも説明、また、予算承認をもらわなければなりませんので、いろいろと御提案させていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣議員）

御理解いただかない。全くいただけない。やっていること、今までやった商品券。これじゃなくて、どこでも買えるものがないねと言っている人、多いんですよ。商店が幾つありますか。そこにみんな行くんですよ、みんな。燃料も含めて。そうじゃなくて、私が言っていることを支給すれば、もう1週間できる、これ。あなた方が商品券と言ったら、今年中にはできないという、準備するために。この、子育て支援は早速やってください。子育て支援の2万円。だけどね、村民に対して、村民。全部が。年末に足しになったと思えるようなのは、現金がいいんですよ、現金が。こ

これはね、現金を支給している青森県は、県で1万円ずつ。東京の江戸川区は3万円ずつ。各自治体もいろんなことをやっているんですよ。この4,000万を有効に使って、現金として使っていただきたい。いかがです。

#### ○保健福祉課長（前田逸人君）

保健福祉課で、今、奥田議員がおっしゃった、物価高対応子育て応援手当。来週ですね、12月16日ぐらいに補正、国の補正予算がおおる見込みになっております。それから正式に地方公共団体に依頼が来る予定でありまして、それから、応援手当交付金の内示額、そして、交付申請、交付決定が来る予定ですので、年内といいますと、そこまでちょっと手続き上、また、住民へのチラシとか、公布、配布しないといけないので、年内というのはちょっと厳しくてですね。また、補正予算もこちらで、また、立てまして、補正が成立後ということですので、臨時議会なりしないと、そこは村民には、今、行きわたらないという計画に、今、なっております。

#### ○9番（奥田忠廣議員）

あなた、僕の質問、何を聞いているんですか。その交付金が来てからにやれって言っているんじゃないですよ。今あるでしょう。大和村に現金が。財政調整基金があるじゃないですか。それを前倒して、やってください。補正予算が通って、内示が来るまでということのを待つんだったら、年内とは言えま、言いませんよ。どこ聞いて答弁しているんですか。補正予算は通る。もう衆議院は通った。今、参議院でやっている。それはおいとって、今ある、あなた方は財調を使ってるじゃないでしょう。財調の中から対応したらどうですかということでしょう。予算が通って、その予算の内示が来るまで。もう年が明けますよ。村長、ちょっとスピーディーにやってもらえませんか、これ。

#### ○村長（伊集院 幼君）

今、担当課長は通常の流れの説明をしました。おっしゃるように、我々が先にするためには、まず、議会の予算を通さなければなりません。多分、会期が今月24、5日頃までだと、多分ぎりぎり26日が御用納め、仕事納めですので、年内支給になるとちょっとぎりぎりの線でございます。我々としては、今日、議会が終わりますと、16日に予算が通って、確定されたら、我々としても動けますけれども、まずは子育て支援のものについて、専決を打つかどうか。その金、お金は、国から入ってくるのは間違いございませんので、我々としては、どれを先にするかというと、やはり子育て支援の策については、早ければ、それを急げばできるかも分かりませんが、我々もちょっとその点については、ちょっと早めに庁内で協議をさせていただいて、早くしたいというの思っています。議員のおっしゃる、本当に住民の方で、いろいろな選択肢が増えることは、僕がいいと思います。しかしながら、せつかくの交付金が、やっぱり地元になんか落ちることも考えていかないと。その買いやすいことというのは、もう私に言わせてみると、商店に限られたものしかない中では、やっぱり大和村の経済を潤わす、一つの手段ではないかなというふうに思っていますので、その点については、どうしても予算を通していただく、議会の皆さんの御理解をいただけな

いと、進めませんので、そのために、奥田議員の今の御意見は、または、ほかの議員の皆さんもお聞きになって、どういう形で村は進めていくかという、また、皆さんの御意見をいただければと思います。

○9番（奥田忠廣議員）

百歩譲って、商品券、よろしいでしょう。あなた2万と言いました、商品券。2万円ぐらいだと。半分にして、半分は現金にしたい。全部、大和村の商店に行くのはいかがなものかと思えますよ、私は。ここも、前田君がいますけれども。だったら、大和村に、大和村民が買いたい商品が全部揃っているか。揃っていないです。揃っていますか。だから、予算が成立、国の予算が成立して内示が来ていると、そういうことは分かっている、誰でも。それを前倒して、大和村は、群島で最初にどうだということを決めて、やったということで、やっていただいたらどうですか。やっていただけませんか。商品券ばかりじゃなくて、商品券プラス現金支給。子育てはいいですよ、先やって。やれるでしょう、それ。財政調整基金を使ってやったらいいのに、4,000万円、・・・だから。

○村長（伊集院 幼君）

ですから、議会の皆さんが、そこにやっぱり、今日、終わってからも賛同できるのであれば、我々もそういう方向性で進められると思いますので。議員のおっしゃることは分かります。やっぱり自分が買いたいものは、やっぱり買える場所で買うというのは、当然、人間の心理ですから、分かりますよ。だけど、我々としては、地元を大事に守ることもやっていかないと。商店だけじゃございませぬ。宿泊施設もそうですし、いろんなもので商品券が使えるということがありますので、年末年始にかけて、自分の動きが、遊ぶところとか、泊まる場所とか、いろいろあると思います。ですので、そういう形で、村内事業者が少しでも潤うための、私は手段として、この交付金はいいのかなというふうに思っています。

○9番（奥田忠廣議員）

いや、私、言ったじゃない。商品券半分にして、2万円だったら、1万円は現金にして、ということを行っているんですよ。それで議会が、と言いますけれども、議長、だったら、これ終わったら、議会はこのことについて、協議できませんか。

○議長（藏 正議員）

全協で確認します。

○9番（奥田忠廣議員）

何。

○議長（藏 正議員）

全員協議会で確認しましょう。

○9番（奥田忠廣議員）

そうそう。議会で、議会の意見というのが、こうこうだという方向が決まったら、そのとおりに

やるんですか。

○村長（伊集院 幼君）

まさに予算の承認をいただかなければなりませんので、皆さんの御意見ということで、我々としては、そのように進めていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣議員）

私も質問終わりますから、私が言っているのは、もう分かった。ちょっと、議長にこれ要望ですけど、全協やってください。

○議長（藏 正議員）

分かりました。全員協議会で、皆さんに諮りたいと思います。

○9番（奥田忠廣議員）

終わります。

○議長（藏 正議員）

これで9番、奥田忠弘議員の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 請願第1号 外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について

○議長（藏 正議員）

日程第2、去る12月9日の定例会本会議において、総務建設委員会に付託をいたしました、請願第1号、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について、総務建設委員長に委員会の報告を求めます。

○2番（市田実孝議員）

請願第1号に対する委員長報告。総務建設委員長、市田実孝。

12月9日の定例会本会議において、本委員会に付託を受けました、請願第1号、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願について、その経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月9日に委員会を開き、審査を行いました。

請願第1号、外界離島である奄美大島の血液体制に関する請願について。

1、血液供給に対して責務を持つ日本赤十字社が主体となり、かつてあった奄美大島への血液備蓄所再設置を進めること。

2、血液備蓄所再設置をとなえるまでの間、日本赤十字社を主体として、島に血液を備蓄する仕組みを整備すること。

3、離島地域においては、血液有効利用の観点からも、緊急時のみではなく、平時にも血液融通ができるよう、厚労省と交渉すること。

日本赤十字社が設置した血液備蓄所が、2018年に紆余曲折の後に撤退いたしました。大和村民の命ひいては、奄美群島民の命を守るために、血液備蓄所の再設置は必要であることから、鹿児島県知事におかれましては、血液備蓄所再設置をとなえるまでの間、島に血液を備蓄する仕組みを整備

し、血液有効利用の観点からも、緊急時のみでなく、平時にも血液融通できるように、厚労省と交渉していただきたいという請願については、本委員会はこの請願に賛同し、賛成多数で採決すべきものと決定いたしました。この請願第1号につきましては、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書として発議することで決定し、議長に提出していたしております。

以上で、総務建設委員会に付託を受けました請願第1号の委員長報告を終わります。

○議長（藏 正議員）

これから、請願第1号、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する請願についてを採択いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

この請願は、先ほどの報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、請願第一号は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

[発言する者あり]

○議長（藏 正議員）

ちょっと待ってください。もう一つまで終わらしましょう、終わらせましょうか。日程第4は残せばいいがね。関連するからよ。

-----○-----

日程第3 発議第3号 外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書採択について

○議長（藏 正議員）

日程第3、発議第3号、外界離島である奄美大島の血液供給体制に関する意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対する趣旨説明については、先ほど総務建設委員長が請願審査報告の中で述べておりますので、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

先ほどの件の確認ですが、全員協議会にもって、先ほどの件をお諮りして、その回答をこの本会議で決定するということになりますか。そうじゃなくて、全員協議会で決まったことを当局に報告したら、申し上げる。それは、この本会議の中でしないといけないことなんですか。

[発言する者あり]

○議長（藏 正議員）

そうですね。しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

-----○-----

再開 午後 3時26分

○議長（藏 正議員）

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年第4回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 奥 田 浩 一

大和村議会議員 市 田 実 孝